

平成 3 1 年

厚生委員会会議録

と き 平成 3 1 年 2 月 2 5 日

品 川 区 議 会

平成31年 品川区議会厚生委員会

日 時 平成31年 2月25日（月） 午前10時00分～午後 4時16分
場 所 品川区議会 議会棟 6階 第2委員会室

出席委員 委員長 石田 秀男 君 副委員長 鈴木 ひろ子 君
委員 鈴木 真澄 君 委員 芹澤 裕次郎 君
委員 若林 ひろき 君 委員 こんの 孝子 君
委員 石田 ちひろ 君 委員 木村 けんご 君

出席説明員 中川 原 副 区 長 永尾 福 祉 部 長
大串 福 祉 計 画 課 長 寺嶋 高 齢 者 福 祉 課 長
宮尾 高 齢 者 地 域 支 援 課 長 松山 障 害 者 福 祉 課 長
飛田 障 害 者 施 策 推 進 担 当 課 長 矢木 生 活 福 祉 課 長
福内 健 康 推 進 部 長 川島 健 康 課 長
品川区保健所 所 長 兼 務 鈴木品川区保健所生活衛生課長
三ツ橋 国 保 医 療 年 金 課 長 仁平品川区保健所品川保健センター 所 長
鷹 箸 参 事 （ 品 川 区 保 健 所 保 健 予 防 課 長 事 務 取 扱 ） 榎本品川区保健所荏原保健センター 所 長
間部品川区保健所大井保健センター 所 長

○午前10時00分開会

○石田（秀）委員長

ただいまより厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、報告事項およびその他を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 議案審査

(1) 第20号議案 品川区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例

○石田（秀）委員長

初めに、予定表1の議案審査を行います。

まず、(1)第20号議案、品川区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○宮尾高齢者地域支援課長

それでは私から、第20号議案、品川区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

まず、1の改正の理由でございます。品川区立高齢者住宅条例に規定する借り上げ型の高齢者住宅のうち、バンブーガーデン、こちらは豊町6丁目にございまして、戸数は13戸でございます、このバンブーガーデンの所有者との賃貸借契約が、本年、平成31年7月31日で満了となり、引き続き本物件につきましては、8月1日付で契約を更新予定となることに伴いまして、賃貸借料と連動する使用料の額を改めるものでございます。

2の改正の内容でございます。借り上げ型高齢者住宅の条例上の使用料につきましては、建物所有者との賃貸借契約の月額を提供戸数で除算した額としております。今回の契約更新では、賃貸借料の変更を行う予定であるため、条例に定めます使用料を、現行の7万5,000円から、改正後7万2,000円に改めるものでございます。

別紙に新旧対照表を添付してございます。今回の改正で、別表第2の中の下から2番目、バンブーガーデンの使用料の月額を変更するものでございます。

施行期日は平成31年8月1日を予定しております。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

今回、賃貸借料の改正ということで、改正の理由のところはわかったのですが、7万2,000円にした理由を伺いたいのと、あと、高齢者住宅は多くの方が減免になられていると思うんですけども、7万2,000円丸々支払うようになる方というのは、13戸のうち、いらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

○宮尾高齢者地域支援課長

2点、お尋ねをいただきました。

まず、7万2,000円に改正する理由でございますが、こちらの物件は新築から20年が経過してい

るということで、施設設備の経年劣化、老朽化によるもの、こういったものを勘案して、事前に家主の方と協議を重ねてまいりました。そして今回、1戸当たり3,000円下げさせていただくということで、家主の方と合意が得られたので、今回、こちらにご提示するに至ったというところでございます。

もう1点の今お住まいの、ちなみに今、満室でございます、13人の方で、7万2,000円を払っている方というのは、1人もいらっしゃいません。と申しますのは、高齢者住宅につきましては、前年の所得に応じて、区のほうで既に減額措置を導入させていただいておりますので、本物件につきましては、13人の入居者全ての方について、その減額措置が適用されているということですので、7万2,000円、現行は7万5,000円ですが、7万5,000円の家賃を負担していただいている方というのはいらっしゃいません。

○石田（ち）委員

わかりました。

それで、今回は7万2,000円になるということですが、今それを払われる方は1人もいらっしゃらない、多くの方が前年の所得に応じて減額措置をされているということですが、減額措置になると家賃が3万5,000円とか3万円とかになってくるかと思うのですが、そうすると、7万2,000円から3万5,000円前後にあたる差額、4万円ぐらいですか、そこというのは区が出しているものなのか、都や国からも出るものなのかを伺いたいです。

○宮尾高齢者地域支援課長

実際に家主の方にお支払いするお家賃と、あと居住者の方から実際に区に納めていただく使用料の差額につきましては、こちらのバンブーガーデンは、東京都のシルバーピアに準じた住戸となりますので、東京都からの補助金を頂戴している形になります。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

○鈴木（ひ）副委員長

この使用料というのは、前年の所得が何万円以下は幾らと決められている額ですよ。家賃の何%とかという決まりではなくて、幾らという額の決まりに条例上はなっているかと思うのですが、そうすると、今回、3,000円引き下がったことによって居住者の家賃が下がることは全くないということなのかを教えてくださいたいのと、それからあと、シルバーピアの高齢者住宅だと思うのですが、そういうところで言うと、その差額分というのは全額、東京都から来るという考え方、シルバーピアというのは東京都の制度で、東京都から全額来るという制度になっているのかということについても、確認をお願いしたいです。

○宮尾高齢者地域支援課長

今回の使用料の変更、値下げとなりますが、こちらは家主に対しての引き下げを区としてお願いするような形になります。居住者の方につきましては、先ほど申し上げましたように、前年の所得に応じた減額措置が既に導入されておりますので、今回は家主に対してのということになります。

また、こちらの下がった分につきましては、当然区の支出額、歳出額も少なくなるということになりますので、補助金についても同様にそれに応じた形になりますので、入ってくる額も下がると想定しております。

○鈴木（ひ）副委員長

すいません、私が伺ったのは、住んでいる方の家賃は所得によって決められているという条例になっ

ていると思いますので、今回、7万5,000円から7万2,000円に大もとの家賃が3,000円下がったことによって、住んでいる方の家賃は下がることなく変わらないのかというのが、1点お聞かせいただきましたかったのと、それからもう1つは、減免の相差の分、例えば7万5,000円だったものが3万5,000円になると、相差の4万円というのは、丸々東京都から全額来るという仕組みになっているのかという、そのところをお聞かせください。

○宮尾高齢者地域支援課長

今回の値下げに関して、下がることに対して、お住まいでいらっしゃる方は前年の所得に応じて区分がございまして、今回、その区分の一番高い部分の区分の上限が引き下がるという扱いになりますので、既に減額の適用を受けていらっしゃる方につきましては、影響はございません。

そして、東京都のシルバーピアの補助金につきましてですけれども、相差の部分が東京都から入ってくる、それは丸々全額ということではございません。東京都が定める基準に沿って、区に補助金が入ってくるという仕組みになっております。

○鈴木（ひ）副委員長

そうしますと、シルバーピアも幾つかありますよね。借り上げ型も幾つかあって、それによって値段も違うではないですか。例えば同じ147万6,000円以下の所得の方も、3万5,000円だったり3万円だったり2万5,000円だったりということで、シルバーピアの住宅によって違う値段になっていると思うのですが、その値段の決め方というのは、東京都からの一定基準というのがあるのか、丸々相差の分は東京都から来るということになっているのか、そのところをお聞かせいただきたいです。

○宮尾高齢者地域支援課長

ただいまの2つ目ですが、基本的にはシルバーピアに準じた建物というのは、シルバーピアの基準がございまして、そちらにのっとってやらせていただいているものでございます。

物件ごとに金額が異なってくるのは、当然広さですとか立地条件ですとかいったところも加味させていただいておりますので、そういったところで金額が物件ごとに異なってくるというところでございます。

○鈴木（ひ）副委員長

だから、その相差の分は丸々東京都から来るという考え方でいいのかということだけ、確認をお願いします。もし違うのだったら、その割合みたいなものもあるのか、そこら辺も。

○宮尾高齢者地域支援課長

割合がどのくらいというのは、丸々来ているということではなかったと思います。東京都が補助金の基準を定めておりますので、その基準に沿って、私どもから申請をして、補助金をいただくという流れになっていたと思います。

○鈴木（ひ）副委員長

そうすると、品川区もこの相差の分は出しているということなんですが、東京都が丸々ではなくて品川区も出している、品川区と東京都で相差の分を出しているという考え方なのか、その割合は今のところではわからないということなのか、その確認をお願いします。

○宮尾高齢者地域支援課長

最後、委員がおっしゃった相差の部分の一部を東京都から補助をいただき、一部を区で負担している

ということになります。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

ごめんなさい、私から。今、制度のご説明をいただいたけれども、余計にわからなくなってしまったのだけれども、私の理解している部分とわからなくなってしまったのだけれども、考え方だけ教えてもらってもいいかな。

高齢者住宅がありますよね。高齢者住宅の条例があつて、先ほど言ったシルバーピアとか、区分があるではないですか、広さだとか。これは、東京都の基準がある、それは東京都の基準だから23区横引きと思えばいいのか。金額の差があるにしても、一律ある程度の区分もあれば、シルバーピアの補助対象の考え方というのは23区横引きと理解すればいいのか。例えば所得に応じたとか、そういう部分の区でつくっている条例、これは23区各区で違うものなのか。

どうしてこういうことを聞くのかというと、私はここの部分の差額みたいなものは財調算定されていると理解していたのだよね。財調算定をする場合は、ある程度の違いがあつたとしても、課長会なりどこかで、お互い23区が情報交換をして、もちろん23区全部なくてもいいわけではないですか。例えば簡単に言えば、半分くらいの区がやっていて、これは算定してくださいということになれば、算定されるわけですよ。そうすると、課長会とかで情報交換をして、ある程度の品川区の高齢者住宅条例というのは、区単独でもいいけれども、23区の中でそれなりに情報共有をして財調算定していると私は理解していたのだけれども、この理解は違うのか、合っているのか。

財調算定されていないと言えればそれまでなのだけれども、そうしたら単独でやろうが何しようが関係ないのだけれども、財調算定されているのであれば、私はそういう動きがあるのだろうなと思っていたのだけれども、そこだけ、考え方だけ教えてほしいなと思う。

○宮尾高齢者地域支援課長

シルバーピアという看板をつけている以上、例えば施設の基準ですとか人員配置の基準ですとか、そういう基準は当然従ってしかるべきだと思います。

使用料の補助の部分につきましては、すいません、各区で全く同じ制度が導入されているか、恐らく各区で異なっている、独自の部分があると。その中で区独自でやっているところでございます。

財調に算定されているかという部分につきましては、今、手元に資料がございませんので、こちらではお答えできかねます。

ということですので、高齢者住宅につきましては、東京都のシルバーピアとしての制度のメリットをしっかりと活かしつつ、かつ、そこに区としてもしかるべき援助、サポートをし、今後もしっかりと運用していきたいと思っております。

○石田（秀）委員長

わかりました。結構です。

それでは、ほかに発言がないようですので、これで終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第20号議案につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

○芹澤委員

賛成します。

○若林委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○木村委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第20号議案、品川区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

(2) 第21号議案 品川区障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

○石田（秀）委員長

次に、(2)第21号議案、品川区障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○松山障害者福祉課長

それでは私から、第21号議案、品川区障害者福祉手当条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

品川区障害者福祉手当は、障害者の福祉の増進を図ることを目的とするものでございます。1枚おめくりいただきますと、条例の支給要件のところでございますが、第一種手当は、第3条の(4)に、前年の所得が所得税法に規定する控除対象配偶者および扶養親族の有無や数に応じて規則で定める額を超えないことと定めております。第2項の第二種手当につきましても同様に定めてございます。

1枚目にお戻りいただきまして、改正の理由でございます。このたび所得税法における配偶者控除の見直しにより、控除対象配偶者の指し示す範囲が変わることになりました。表の改正前のところですが、現在の控除対象配偶者の定義は、納税義務者の合計所得金額の制限はなく、配偶者の合計所得金額が38万円以下としているところですが、所得税法の改正後の定義が、納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下、配偶者の合計所得金額が38万円以下となり、現行より狭くなるということでございます。そのため、現在手当を支給されている対象者にそのまま変わらず支給できるよう、現行の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるものでございます。

改正の内容についてでございます。「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める規定整理を行います。改正後の控除対象配偶者とは、納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下である者の配偶者と定義され、改正前の控除対象配偶者と同じ定義の同一生計配偶者が新設されたため、現行の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に文言を改めるものでございます。

おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。第一種手当の支給要件であります第3条の(4)の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、第二種手当の支給要件であります第3条の第2項(5)の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に訂正いたします。

あわせて、文言整理も行います。旧のほうの「ならびに」を「および」とし、おめくりいただきまして、別表第2の3の進行性筋い縮症の「い」を「萎」としております。

付則のところでございますが、施行は公布の日から。

適用日につきましては8月1日からとなっております。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○鈴木（真）委員

ごめんなさい、文言がごちゃごちゃでよくわからない状況なので、実際、この規定整理したことによって影響はどういうふうに出てくるか、そこだけ。

○松山障害者福祉課長

これまでの対象者に影響がないように文言整理を行ってございますので、影響については、ございません。

○石田（秀）委員長

ほかに。

○鈴木（ひ）副委員長

影響がないというのは、もともと障害者福祉手当というのは所得制限がありましたよね。この所得制限の額は、扶養者が4人だと512万円とかそんな額で、それで今回、同一生計配偶者になることで控除額が変わるとというのは、900万円を超える場合に控除額が半額になり、1,000万円を超えると控除額がなくなるという所得税法の改定だと思うのですけれども、それにはこの所得制限額がかかっていなかったのもともとこういう方は対象になっていないために、今回ここに引っかかって受けられない人は出ないと考えていいのかということが1つと、それからあと、文言の「ならびに」と「および」というのがどう違うのかというのがちょっとよくわからないので、ここも教えていただければと思います。

○松山障害者福祉課長

1点目のご質問でございますけれども、委員のご指摘のとおりでございます。特に影響することはございません。

2点目の文言につきまして、「ならびに」と「および」の法律用語の文言の整理ということで、「ならびに」というのは、比較的包括的な、大きいもの。例えば「および」ですと、AとBがありまして、AとBとという、「および」は「と」という意味合いでございます。「ならびに」となりますと、A、B、C、Dがありまして、包括的にひっくるめて「ならびに」という法律用語でございますので。「と」と「等」というふうにご理解いただければと思います。法律用語の文言の整理ということでございます。

○鈴木（ひ）副委員長

わかりました。結構です。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○芹澤委員

賛成します。

○若林委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○木村委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。

それでは、これより第21号議案、品川区障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

(3) 第30号議案 品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

○石田（秀）委員長

次に、(3)第30号議案、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○三ツ橋国保医療年金課長

第30号議案、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

日本は国民皆保険制度のもと成り立っております。その中で、国民健康保険制度、国保は、医療保険として、加入者である被保険者がけがや病気になった際に必要な保険給付を行うことにより、国民の健康の保持・向上を果たすことを目的としております。

区民はいずれかの医療保険制度に加入する仕組みとなっておりますが、国保は、0歳から74歳までの方の中で、ほかの医療保険制度、例えば社会保険、協会けんぽなどに加入している方以外や生活保護を受けている方以外の方が加入するものとなっております。

国保制度では、国保の基礎分・医療分、後期高齢者医療制度へ支払う後期高齢者支援金分、介護保険制度へ支払う介護納付金分の3つの大きな支払いがあり、これらの支払いのため、それぞれに対応する保険料を徴収する必要があります。介護保険につきましては40歳から64歳までの方が対象となります。

徴収する保険料の金額が不足してしまいますと、各支出が賄えなくなってしまいますし、余分に保険料を徴収してしまいますと、今度は被保険者の方に過剰な負担を負わせてしまうこととなります。そのため、適正な保険料を集めるために、あらかじめ必要な保険料額を算定し、保険料率などを定める必要

がございます。

さらに、それぞれの保険料は、所得に応じて負担がかかる所得割と人数に応じて負担がかかる均等割の2種類で構成されております。

改正の内容といたしましては、保険料率および賦課限度額をそれぞれ改めるほか、低所得の保険料軽減にかかる所得基準を引き上げるものでございます。

改めまして、資料をご覧ください。まず、A3横の資料でございます。左側の表をご覧ください。こちらは、(1) 保険料率等の変更をお示ししております。赤字で示しておりますとおり、特別区長会「平成31年度基準保険料率案」と同様の保険料率としております。

①基礎賦課額をご覧ください。「平成31年度(案)」と書かれております数値にございますように、上から保険料率は、所得割100分の7.25、均等割3万9,900円、賦課割合、所得割対均等割61対39、保険料賦課限度額は61万円、均等割、7割減額2万7,930円、5割減額1万9,950円、2割減額7,980円でございます。

後期高齢者支援金等賦課額と介護納付金賦課額は、それぞれ表のとおりでございます。

右上に移りまして、④軽減対象となる所得基準額の引上げでございます。国の政令改正により、保険料均等割軽減対象となる世帯を拡大いたします。5割減額を28万円、2割減額を51万円に拡大いたします。

(2) 施行期日は平成31年4月1日でございます。

青い枠の中をご覧ください。国保制度改革に伴う特別区の対応方針等につきましては、(1) 特別区の対応方針は、将来的な方向性(都内統一保険料水準、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入金の解消または縮減)に沿って段階的に移行すべく23区統一で対応する。なお、特別区の水準を参考に独自に対応することも可といたします。

(2) 特別区統一保険料率算定方法の変更は、国保制度の広域化により、納付金をベースにした保険料率算定を行うこととなったため、特別区においても23区の納付金をベースにした新たな統一保険料方式により保険料率、こちらは基準保険料率と言っておりますが、こちらの算定を行うこととなりました。

(3) 基準保険料率における保険料激変緩和でございます。特別区では新制度開始から6年間保険料の激変緩和措置を実施いたします。平成31年度では、本来必要となる保険料額に95%を乗じた金額を保険料率算定用の賦課総額とすることで、保険料率を引き下げ、負担軽減を図ります。保険料賦課総額を減じた分、各区の法定外繰入金で補填いたします。なお、国や都においても制度開始から6年間の激変緩和策として追加公費を投入し、保険料負担の軽減を図ります。

(4) 法定外繰入の解消または縮減でございます。激変緩和措置の割合を原則年1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消・縮減することを目指します。

右下の赤枠の中に記載のとおり、品川区では、特別区の対応方針のもと決定した「平成31年度基準保険料率(特別区長会最終案)」と同率の保険料率とし、特別区として一体となって国民健康保険事業を推進してまいります。

新旧対照表はお読みいただければと思いますので、この場では説明はいたしません。

次に、A4縦のカラーの資料、「【参考】保険料率の算定方法」と一番上に書かれております資料をご覧ください。こちらは、2月19日に開催いたしました第2回品川区国民健康保険事業の運営に関する協議会、訳しまして運協と言わせていただきますが、この運協の抜粋資料となります。A4資料をツー

アップにしておりますので、上下2分割されており、右下にそれぞれ1から順番に番号が振っております。

【参考】保険料の算定方法」、右下に1と書かれておりますこちらをご覧ください。通常の方でございまして、まず左側一番上の納付金でございまして、東京都が医療給付費等の見込み額を算出して区市町村ごとに納付金を算定いたします。

次に、賦課総額でございまして、納付金に保険事業費や交付金等を増減して算定いたします。

続いて、賦課割合に応じて所得割と均等割の総額を算定いたします。

所得割総額を総所得で割り、均等割総額を被保険者数で割り返したものが、それぞれ所得割率、均等割額となります。

続きまして、下の【参考】統一保険料方式（基準保険料率）とは？」でございまして。右下番号2でございまして。こちらは簡単な経緯を兼ねたものをお示ししております。一番上のひし形にございまして、特別区間で申し合わせているものであり、2番目のひし形、昭和34年に東京都の事業調整のもと制度が開始され、平成12年、東京都の事業調整が廃止され、特別区の一体性や経緯を重視し、自主的に調整を行う統一保険料方式を採用してきております。

3番目のひし形にございまして、平成29年に、国保制度改革を受けて、国保広域化を踏まえた統一保険料方式（基準保険料率）を申し合わせております。これは、都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消または縮減などの課題について、将来的な方向性に沿って段階的に移行すべく23区で統一することや、4番目のひし形にありますように、保険料率や保険給付、保険料の減免などを共通基準として決め、各区で条例をつくる際には、原則この共通基準に合わせております。

したがって、品川区では、この考え方に賛同し、同一世帯同一所得の場合、同一の保険料という方式を採用しているものでございまして。

おめくりいただきまして、【参考】特別区基準保険料率による算定方法」でございまして。右下に3と書かれている部分でございまして。特別区合計の納付金の95%で賦課総額を算出し、特別区では所得水準の関係で58対42となります。そして、所得割総額を総所得で割ったものが所得割率、均等割総額を被保険者数で割ったものが均等割額となります。

特別区基準保険料率では、基礎分が7.25、均等割額は3万9,900円となります。この基準保険料率に基づき、品川区の賦課総額を出します。そして品川区の所得割対均等割が出ます。これが61対39となります。

少しおめくりいただきまして、右下番号10、「減額賦課・世帯の軽減基準額の改正②」をご覧ください。円グラフのところでございます。こちらは平成30年度軽減世帯の状況でございます。左側が世帯数、右側が被保険者数となっております。それぞれご覧のように、青い部分が軽減なしの方で、約6割近くを占めており、赤い部分が7割軽減の方で、約4分の1となっており、緑の5割軽減が約1割、また、紫の2割軽減の方も約1割となっており、全体で軽減される方は約4割となっております。

次のページに移りまして、右下番号11、「今回の改正の特徴」でございまして。上の表は、特別区の医療給付費を示しております。四角に書いてございまして、昨年度と比較して、特別区の1人当たり医療給付費は約2%程度伸びております。中央の表は、1人当たり保険料をお示ししております。上段が品川区、下段が特別区を示しており、四角にありますように、品川区では1人当たり保険料が若干減少しております。これは、品川区の所得水準が比較的高いため、所得割率減少の効果が大きいと思われる

ます。また、下の四角にありますように、激変緩和の効果が継続しているものと思われます。

右下番号12、「激変緩和措置」、平成31年度の表でございます。ご覧のように、国、都、特別区の激変緩和措置がございまして、特別区全体では201億円となっております。

続きまして、「国民健康保険料の保険料率等の推移①」でございます。こちらは基礎分、後期高齢者支援金分の平成27年度から平成31年度までの表となっております。一番左側の少し太字になっている部分が平成31年度分でございます。数値につきましては、先ほど申し上げたものがそれぞれ明記されております。

参考までに、左下の小さな表は、東京都が示しました品川区の標準保険料率でございます。特別区基準保険料率と東京都の標準保険料率を比較いたしますと、例えば上の大きな表から5行目、所得割率9.49%、その下、基礎分7.25%、その下、均等割が5万2,200円となっておりますが、下の小さな表をご覧くださいますと、標準所得割9.85%、その下、基礎分7.60%、その下、標準均等割額5万6,843円となっており、東京都の標準保険料のほうが全て高くなっていることが読み取っていただけたと思います。

次のページは介護納付金分をお示ししており、その次のページは平成30年度の政令指定都市における保険料率の比較をお示ししております。最後のページはモデルケースとなっております。

なお、改正の内容につきまして、運協では反対の意見もございましたが、原案を適当とするという答申をいただいております。

説明が長くなりましたが、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

ご説明ありがとうございます。まず、東京都から品川区は今回これだけ納付してくださいということで納付金が示されると思うのですが、納付金が品川区の場合は幾らなのか。そこから所得割総額、均等割総額があって、そして所得割率・均等割額が算定されるということだったので、その納付金と所得割総額、均等割総額、そこら辺がわかれば教えていただきたいです。

○三ツ橋国保医療年金課長

まず、東京都から示されております納付金でございますが、品川区は約123億円となっております。一方、今回95%として納付金を賦課総額として計算しておりますが、そちらに関しましては、品川区は賦課総額107億円となっております。

そちらで107億円、賦課総額を出しまして、所得割・均等割が61対39となっておりますので、所得割が約64億円、均等割が43億円となっております。

○石田（ち）委員

ありがとうございます。私も国保運協の委員なのですが、そのときは、区長会で確定した直後だったので、資料の内容もちょっとわかりづらいなとは思ったのですが、職員の皆様も頑張られたのだなということで、今後はもうちょっと品川区の状況が見えるようにしてもらいたいということをお願いしたので、厚生委員会では品川区の状況がわかりやすくなったものが出るというとは思っていたのですが、全く同じ資料だったので、やっぱりわかっている数字というのは、区がこれだけ納めてくださいと都から言われていて、その算定で加入者の保険料も決まってくるので、そういったのが

わかる形にさせていただきたいですし、以前からも加入者の世帯や人員数の出ている資料は、平成29年度は出されていましたが、品川の状況がわかる、資格の取得や喪失、保険の給付がどれだけされているか、そして保険料がこういうふうになってきたというのが一覧でわかるようになっていたので、そういったものをつけての資料にしないと、全くわからないなど私は思ったので、今後、ぜひその改善をお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうかというのと、あと、今回、品川区は、今おっしゃったように、納付金が都からは123億円と示されて、その95%なので107億円ということだったのですけれども、区長会の最終決定の資料では、1人当たりの納付額は5,029円減少したというふうに出された資料が出ているのですけれども、品川区の納付金は前回と比べたら下がっているのでしょうかということをお願いしたいと思います。

○三ツ橋国保医療年金課長

まず、資料につきましては、今後また工夫していきたいと思いますので、よろしくお願いたします。
納付金額に関しましては、昨年度は127億円となっております。

○石田（ち）委員

そうすると、それが今回は107億円……。

〔「123億」と呼ぶ者あり〕

○石田（ち）委員

123億円ということで、下がっていると。

そうすると、その原因は何なのかというのはわかりますか。

○三ツ橋国保医療年金課長

年々、被保険者数が減少しておりますので、その関係でございます。

○石田（ち）委員

わかりました。

次に、賦課限度額が61万円に決まったということですが、所得が大体幾らぐらいの方が限度額になるのかを伺いたいのと、この限度額に達する人が品川の場合どれぐらいいるのか、わかれば教えてください。

○三ツ橋国保医療年金課長

賦課限度額でございますが、58万円から61万円に引き上げる部分でございますけれども、どの程度変わったかは今の段階でははっきり申し上げることができないものでございまして、所得については、総所得が決定するのが、まだ算定中でございますので、今の段階では細かい数値は、申しわけありませんが、申し上げられません。

○石田（ち）委員

わかりました。

そうしたら、前年度から国保の広域化になり、そして広域化によって区からの法定外繰入をゼロにしていくというのが広域化の計画ですが、そうすると、平成30年度は法定外繰入は幾らで、平成31年度は幾らになるのかを伺いたいと思います。

○三ツ橋国保医療年金課長

法定外繰入金につきましては、平成30年は11.9億円、そして平成31年につきましては10億円となっております。

○石田（ち）委員

私たちは、法定外繰入を減らさずに区独自で繰り入れて保険料を軽減させるべきだということを言ってきたのですけれども、今回の保険料ですね、資料の一番最後に、またこれもすごく小さい資料で、モデルケースによる試算が出ています。それを見ても、1人当たりの保険料は、その前のページにもあるように、616円マイナスですよということで、激変緩和の効果も出ているという説明も先ほどあったのですけれども、でも、このモデルケースを見てみると、一番上の段の比較的所得の多い単身世帯は保険料が下がっているのですけれども、一番下の4人世帯の比較的所得の低い方は保険料が上がっているということで、やはり多身世帯に重くのしかかる保険料の値上げだなと私は思うのですけれども、均等割が重くのしかかるというのは、この間、品川区も認められているかと思うのですが、今回の保険料の改定の際に、所得割を変えずに均等割は下げるという判断をしていただけなかったのかなと。保険料を軽減させていくという部分ですね。これだけ多身世帯は値上げになっているので、重くのしかかる均等割を軽減させるという考えが区としてはなかったのか、伺いたいと思います。

○三ツ橋国保医療年金課長

今回の考え方につきましては、資料の中にございますように、23区としての将来的な方向性を出しておりますけれども、例えば今回、委員ご指摘のように、均等割の据え置きなど、国保制度改革をするに当たってさまざまな検討をした中で、今のこの結果がございます。そちらが23区全体として58対42と出しております賦課割合の所得割対均等割なのですけれども、23区は東京都の中でも所得水準が高くなってしまいます。その中で、所得水準を基準とした部分で算定いたしますと、58対42というものが出てまいります。そちらを中心に考えてきたものでございます。

○石田（ち）委員

均等割が増えるということは、それによって、世帯人員が増えれば、それで金額がそのまま上がっていくという形になりますので、そこを軽減させていかないと、払える保険料にはなっていないと思うので、そうした判断をしていただけたらよかったなと思うのですけれども、23区統一ということで、統一ではなく、そこから抜けている自治体もあるかと思うのですね。なので、区の判断、自治体の判断でその統一方式から離脱して軽減させていくということができると思うのですけれども、その判断に至らなかったのはなぜなのか、伺いたいと思います。

○三ツ橋国保医療年金課長

先ほど申し上げましたように、品川区は、同一世帯同一所得であれば同一の保険料という特別区の今までの考え方を継承し、賛同しております。したがって、そちらの考え方に基づいて保険料率を勘案しております。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

○鈴木（ひ）副委員長

いろいろ制度の仕組みのところでは何点かお聞かせいただきたいのですけれども、その前に、資料のところでは先ほど石田ちひろ委員からも要望しましたけれども、これまで毎年いろいろな資料を出していただいていると思うのです。前回は国保運協とこの資料がページ数もすごく違って、厚生委員会に出された資料が少ないということを指摘させていただいたのですけれども、そういう点では、複雑な仕組みなだけに、説明の資料が簡単になると、よりわからないのです。それなので、本当に詳しい、じっくりと読んでいけばわかるというぐらいの資料をぜひつくっていただきたい。

本当にご苦勞はわかるのです。国からも、それから区長会で決定して間もなくこういう形で、今回も

定例の厚生委員会の中でできるまで準備していただくというところは、国保医療年金課の職員の皆様のご苦労というのは本当によくわかるのですね。そこは本当に敬意を表したいと思っています。

それはそれであるのですけれども、今までの資料というのは、かなり工夫されてつくっていただいている資料がありますので、それを踏襲していただいたりとか参考にしていただいて、ぜひつくっていただきたい。主な数値はぜひ出していただきたいと思いますので、これは要望として初めに申し上げておきます。

それからA3判の1ページなのですけれども、5割減額、2割減額というところで、対象が5,000円と1万円ずつ引き上がりましたが、これはいつも、前回は対象を拡大するためにこういう形で引き上げますということで、対象がこのことによって拡大されるのでとてもいいと思うのですけれども、できればもっとがばっとやっていただきたいという思いもするのですが、このことによって対象者がどれくらい拡大されるのか、また、減額の数またはパーセンテージが上がるのところまで拡大されるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから法定外繰入の問題なのですけれども、今年度は6%を減額します、平成31年度は5%にしますということで、その分は品川区としても法定外繰入を入れますということなのですが、この法定外繰入というのは、決算補填等目的の法定外繰入ということですよ。ということは、収納率が上がれば上がるほどこれは少なくて済むということになりますよね。

実際、6%ということで予算を組んだとしても、品川区は収納率がすごく高いということで、この法定外繰入は6%までいなくて、例えば11.9億円の法定外繰入ということで平成30年度は予算を組みましたけれども、実際はこれよりも収納率が高くなったためにずっと少なくなっているのではないかなと思うのですが、そこら辺の実態がどういう状況になっているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それからあと、限度額が後期高齢者支援金まで合わせると80万円になると思うのですけれども、その限度額が上がるということなのですが、限度額は上がったのですけれども、対象者の所得は変わらないということで、今までと変わらない所得の人が限度額の額だけ上がるということでのいいのかということの確認をお願いしたいと思います。

○三ツ橋国保医療年金課長

まず、7割軽減、5割軽減、2割軽減の対象の方のご質問でございますが、昨年度と比較いたしました、例えば7割軽減の方は29.8%でした。そちらが平成30年の軽減の方は26%となっております。さまざまな比較でございますが、そのときの被保険者数もいろいろありますし、社会保険、出入りがかなり複雑でございますので、現状としてはそのようなものになっております。

それから法定外繰入金の確認でございますが、今、手元に細かい法定外繰入金の金額はないのですけれども、11.9億円となっておりますが、そちらは確かに委員ご指摘のように、収納率であったり、さまざまな要因、増減がございますので、少なくなっております。

それから最後の限度額80万円でございますが、所得は変わらないと考えております。

○鈴木（ひ）副委員長

収納率は、品川国保の新しい、平成29年度実績をいただいたのですけれども、これを見ると92.64%ということで、例えば平成20年は83.71%だったのが、今、92.64%ということで、9%くらい収納率が上がっているということで、多分決算補填等の法定外繰入がどんどん、収納率だけでもすごく下がっていると思うのです。その上に法定外繰入で出てきた高額療養費分というの

が13.5億円ぐらい、品川区としては法定外繰入で出していたものを、今年度でゼロになったわけですよ。そういう点で言うと、法定外繰入というのが本当にすごく、数十億円単位で減っているというのが実態だと思うのです。

そういうところで言うと、私は、品川区の国保料を引き下げるために出してきた法定外繰入がどんどん少なくなって、高額療養費の分は保険料に丸々転嫁されることになったために今の高い保険料になっているというのが、構造的な問題とも言われる原因になっていると思うのです。

そういう点では、法定外繰入金というのはこれだけ減らしているわけで、私もどれぐらい減ったものなのかというのを調べてみたのです。そうしたら平成22年の法定外繰入は、予算ベースでは四十数億円なのですが、決算ベースでも35億円ぐらい出していたのです。それが今や、多分数億円という規模になっているのです。

そういう点から言えば、これだけ減らしてきているわけですから、私は、区独自に子どもの均等割の無料化をするなんていうのは、このことを考えただけでも容易にできると思うのです。そういうところもぜひ検討していただきたいと思うのですけれども、その点もお聞かせいただきたいと思います。

それと、今回は均等割が上がって所得割が下がるという均等割と所得割の考え方になったわけですが、これというのは23区の統一の課長会とか、そういうところでいろいろ議論した上で決めていくわけですよ。そういう点で言えば、私は、これだけ構造的な問題が言われる中で、23区としても均等割をできるだけ上げないで、所得割は全て同額で、均等割をその分、上げ幅を少なくするという議論はなかったのか、また、品川区からもそういう提案をして、23区の話し合いの中でそういう方向にぜひ持って行っていただきたいかと思うのですけれども、その点の考え方についてもお聞かせください。

○三ツ橋国保医療年金課長

法定外繰入金につきましては、国から段階的に縮減・解消するように求められておりますので、区といたしましても、その方向で考えております。

また、次に、区独自の子どもの均等割につきましては、区長会や全国市長会を通じて国に対して制度を求めております。

所得割、均等割の議論でございますけれども、さまざまな議論の末に、58対42という大きな特別区の考え方に基づいておりますので、そちら、細かいことは申し上げませんが、実際に全国の中で東京都、また、東京都の中で特別区は所得割の水準が高いというのが大きなものでございます。したがって、所得割が58、均等割が42という数値に基づいて算定しております。

○鈴木（ひ）副委員長

この58対42というのも、これですつといきますよということを23区で決めているというものではないですよ。今までからしても変わってきていますし、考え方も、もともとは50対50にしているという大きな流れがある中で、そのところは置いておいてという形になっているということから考えれば、改めて本当に全国知事会ですとか全国市長会ですとか、そういう中でも、国保料が高過ぎて限界を超えているよ。だからこれを引き下げる、そういう構造的な問題を解決することが必要なのだというのがずっと出されてきているわけですから、その大きな原因になっているのが均等割だと思うのです。

均等割というのは国保だけにかかる、そういう問題で、今回は均等割だけを上げたわけですよ。所得割を下げたわけですよ。それであれば、所得割はそのままでいい、せめて均等割の上げ幅を少なくと

というのは、考えて当然なのではないかなと思うのです。

そういう点では、私は区独自にでもそういうところをこれからも主張していただきたいということで、そのことについて、今後もそういう場面がありましたら、区として、国保の構造的な、今までずっと問題になっていて、厚生労働省も認め、みんなが認めている、そこをどう改善していくかという点で、ぜひ主張していただきたいということで、改めてお願いしておきたいと思います。

それから具体的なところで、国や東京都においても追加公費を投入してということになっているのですけれども、これは資料で見ると、12ページの10.97億円というのが今回東京都が出した額ということになるのでしょうか。それで、平成30年度は14億円、東京都が出していますよね。

去年の区長会の資料とかを見ると、平成30年度は14億円、平成31年度は17億円出すという計画が出されていたのですけれども、なぜ10.97億円となったのか。東京都の都独自の財政支援の額というのは、どういうものを基準にして、どこからこの額が出てくるのか。なぜ去年の計画で17億円と出されていたものが、区長会の資料でなっていたのですけれども、それが今回10.97億円しか出されなかったのかということもお聞かせいただきたいと思います。

○三ツ橋国保医療年金課長

今回、東京都の独自財政支援でございますが、14億円が来年度17億円ということでしたけれども、これは特別区の数値でございます、都全体は17億円と考えていいと思っております。

ただし、被保険者数に応じておりますので、どうしても下がってしまうという部分がございます。

○鈴木（ひ）副委員長

すいません、12ページを見ると、特別区は7.77億円で、東京都が10.97億円となっているので、東京都全体で10.97億円なのかなと思ったのですけれども。

○三ツ橋国保医療年金課長

こちら、17億円と思いますので、そこは確認してまたお伝えしたいと思いますけれども、被保険者数がどうしても下がっているのです、その関係が大きいと思います。

○鈴木（ひ）副委員長

これが多ければ多しだけ保険料が下がることにもなっていきますので、前回は14億円というのを割り返すと1人当たり400円ぐらいということで出されたのですけれども、これはぜひ東京都にも、課長会とか区長会ですか、そういうところからも交渉して、増やすということでされたのかどうなのか。

東京都は財政がすごく豊かなのにも関わらず、国保がこれだけ高いことが大問題になっているにもかかわらず、全体としては今回も値上げの方向になったわけですね。品川で言えば、平均では六百幾ら引き下がるとは言っても、所得の少ない人は値上げになっているわけですから、そのところは、この額をもっと増やして保険料を引き下げる。

保険料はこれだけ上がってきてしまって限界だと言われている中で、値上げではなくて引き下げという方向を本当に検討していかないと、国保が破綻してくることもつながってきますので、東京都の支援金ですか、そこら辺の交渉だったりとか額だったりとかの議論がどんな状況になっていったのかということがわかれば、最後に教えていただけたらと思います。

○三ツ橋国保医療年金課長

今回、東京都に対しての激変緩和措置でございますけれども、やはり区といたしましても、特別区全体で激変緩和措置の都支援金分は、引き続き要望はしているところでございます。

しかしながら、東京都が、例えば保険の水準の伸び率等々を計算して激変緩和を出してまいりますの

で、そのあたりも東京都の考え方はございますが、引き続き要望してまいります。

○石田（秀）委員長

ほかに。

○若林委員

何点か確認ですが、資料の中で、11ページに、これは特別区全体では1人当たりの医療給付費は伸びているという表現で、先ほど賦課総額の都の提示のお話があって、私のメモが怪しいんですが、品川区に提示の額が下がっていたということで、加入者が少なくなっていることもありという理解なのですが、1人当たりの医療給付費、品川区はどんな形で、伸びているのか、その傾向を、この1年間、昨年と比較してというところで、特別区全体ではなくて品川区の様子を、まず1点、確認をさせていただきたいと思います。

2点目に、毎年1%ずつ法定外繰入の解消・縮減ですか、これが今後も、あと何年か続いていくということで、今の議論の中にもありましたけれども、今回、品川区では賦課割合、所得割と均等割が61対39というところで、均等割のところに非常に目配り、配慮しているという数字は見てとれるのですが、法定外繰入を今後、解消・縮減をしていく中で、特に均等割の部分、上がったか下がったかということになりますけれども、どのような見通しになっているか、確認をさせていただきたいと思います。

○三ツ橋国保医療年金課長

まず1人当たりの医療給付費でございますが、一番細かい数値になってしまうのですが、医療給付費は特別区と同程度、2%程度伸びている。もう少し伸びて3.6%だったかなと思うのですが、それは細かい数値が、今、手元にないので、同程度に伸びております。

また、均等割の見通しでございますけれども、こちらに関しましては、先ほど申し上げましたように、23区全体としては58対42という、その年々の所得水準がございまして、どうしても23区は高いので、昨年同様、今年も58対42になっておりますけれども、その考え方のもとで均等割額、所得割率を出してまいりますので、均等割の考え方は据え置きという考え方も、議論の中ではいろいろあるのですが、どうしても所得水準が高いという部分が大きく占めておりますので、恐らく来年度の社会状況によって、この場でなかなかお答えが申し上げにくいのですが、均等割につきましては、所得割率、均等割額、所得割、均等割の比率によって変わってまいります。

○若林委員

国保については、後期高齢になると、次のというか、高齢者の保険のほうに移行していくという中で、特に1人当たりの医療費がかかる方は国保から抜けていく、移っていくということの中で、それでも2%とか3%とか伸びているという認識を改めてさせていただきました。

これについては、70代、60代、私たちの世代の医療費も改めて伸びているというのが、また別な議論になりますけれども、引き続きそこら辺も伸びないような取り組みというのは、区全体で取り組まなければいけないのかなという感想を持ちました。

所得割の議論については、先ほどから再三あったように、23区の中でも大きな議論、けんけんがくがくやりながら、58対42というところが、今、ベースになって推移しているというところは理解いたします。ただ、今後、確かに、この一覧表を見ても、年齢の若い層、また、家族数の多いところの負担がほかのところと比べて大きくなっているというのは、これはデータとして明らかなので、そこについては、さらに国に対しても都に対しても引き続きご要望をしっかりとさせていただきたいなということだけ、意見として言っておきます。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

○鈴木（ひ）副委員長

すいません、納付金のところで、品川区の納付金、127億円が123億円になったということなのですが、これは区長会の資料で、診療報酬の減額改定と、それから介護納付金の算定における第2号被保険者の減少等により、1人当たりの納付金額が5,029円減少したと書いてあるのです。

それで、1人当たりだから、品川区全体の納付金下がったのは、加入者の人数が減ったからということではなくて、1人当たりの納付金が5,029円減少したと書かれていたのですけれども、こうなると、1人当たりの納付金が減っているのに保険料が増えるというのはなぜなのかなという思いがするのですけれども、その点は何か。

納付金から算定するだけではなくて、納付金にプラスして賦課総額は決まってくるよね。それ以外の部分があるのかどうなのか。納付金下がったのに、なぜ保険料が上がるのかというところの説明をしていただきたいと思います。

○三ツ橋国保医療年金課長

今、委員ご指摘の部分は、東京都全体の納付金の考え方でございまして、実際に品川区の1人当たりの比較をいたしますと、先ほどの123億円を被保険者数で割りますと、やはり1人当たりの納付金については上がっております。

したがって、23区全体はどうしても所得水準が高いですので、1人当たりの納付金が比較的上がってしまっていて、市町村を入れた部分を考えて、納付金というのはその区独自の所得と被保険者数、また、軽減とか均等割、そのあたりを勘案してまいりますので、全体としては下がっているのですけれども。

あと、追加して申し上げますと、被保険者数がどうしても前年度より大きく下がっておりまして、医療費の伸びとともに被保険者数が下がってしまいますと、1人当たりの納付金が上がってしまうということになります。

○鈴木（ひ）副委員長

では、1人当たりの納付金額が5,029円減少したというのは、23区には当てはまらないで、23区としては1人当たりの納付金は上がっていると考えて、それ以外の市町村のほうで下がっていると考えるということなのでしょうか。

○三ツ橋国保医療年金課長

今回、恐らく委員のおっしゃっている部分と、私の手元にあります資料、これは23区の資料なのですが、1人当たり納付金については3,754円上がっている資料となっております。

○鈴木（ひ）副委員長

納付金額。

○三ツ橋国保医療年金課長

はい。前年度、平成30年度と平成31年度の比較によりまして、1人当たり納付金額は上がっております。

と申し上げますのも、先ほど言いましたように、被保数が減少しておりますので、割る数が少なくなっておりますので、どうしても多くなってしまう。

○鈴木（ひ）副委員長

わかりました。結構です。

○石田（秀）委員長

ほかに。よろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○鈴木（真）委員

統一保険料方式に合わせてやっている中で、今回の議案に関して、賛成です。

○若林委員

賛成です。

○石田（ち）委員

高過ぎる保険料が、今、社会的にも問題になっている状況の中で、払える保険料にしていくためにも、引き下げこそ必要だと思っています。

それで、やはり今の議論でもありましたように、法定外繰入を減らした分をそのまま使えば保険料軽減はできるし、それが区独自で判断してできるということにもなっていますので、ぜひ引き下げこそすべきだと思っています。

今回の改正は、先ほども言ったように、所得の低い多子世帯に重い値上げになる、そして法定外繰入金金を削るという背景からも、今回の改定には反対です。

○木村委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第30号議案、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。

賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

(4) 第31号議案 指定管理者の指定について

○石田（秀）委員長

次に、(4)第31号議案、指定管理者の指定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○大串福祉計画課長

それでは、第31号議案、指定管理者の指定について、ご説明させていただきます。お手元の委員会資料をご覧くださいと思います。

まず、「1.選定の考え方」でございます。品川区立障害児者総合支援施設につきましては、別紙にお付けしておりますけれども、品川区指定管理者制度活用に係る基本方針のただし書き、および、品川区

指定管理者制度活用に係る指針、それぞれに基づきまして、公募方式によらず選定委員会に諮り、指定管理者候補者として選定をしたものでございます。

「2. 選考方法および経過」、(1) 指定管理者候補者選定委員会の構成ということで、福祉部長を委員長といたしまして、全9人といたところで選定委員会を開催させていただきまして、選定させていただきました。

(2) 選考基準および厚生委員会報告資料といったところで、先ほど申し上げましたが、別紙1をご覧くださいと思います。まず、こちらが品川区指定管理者制度活用に係る基本方針(抄)でございます。「3 指定管理者の選定」、(1) 選定方法でございますが、指定管理者候補者の選定に当たっては、公募プロポーザル方式など複数の事業者から提案を受けることを基本とする。ただし、施設の設置目的あるいは事業内容などに特別な理由がある場合には、特定の事業者を選定。

また、その下、品川区指定管理者制度活用に係る指針(抄)でございます。こちら、2番のところで公募をせずにといたところ、①から⑤までございますが、今回の場合につきましては、①、②、⑤に基づきといったところでございます。

それから別紙2でございますが、福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準というものでございます。A3横の資料になっておりますが、今回の施設につきましては、通所系サービス施設といったくくりの中で、選考させていただいたところでございます。

通所系サービス施設ということで、1番、利用者の平等な利用、2番が公の施設の適切な維持、また、3番が公の施設の管理を安定して行う能力、4番が公の施設の設置目的を達成するため、能力を有するといったところが主な視点となっているものでございます。

恐れ入ります、1枚目の資料にお戻りいただきたいと思っております。2番の(3)になりますが、指定管理者候補者選定委員会の開催経過ということでございます。委員会につきましては、平成31年1月23日に開催させていただき、今申し上げましたことをもとに選定を行ったものでございます。

裏面をご覧くださいと思います。「3. 選定結果」でございますが、(1) 施設名称および指定管理者候補者ということで、品川区立障害児者総合支援施設、こちらにつきまして、3法人でございます。選定の理由につきましては、後ほど担当からご説明させていただきたいと思っております。

(2) 施設概要および指定期間といたしましては、平成31年10月1日から平成34年9月30日までとしているところでございます。

選定理由といたしましては、選定候補者とした各社会福祉法人は、利用者に平等な利用の確保あるいはサービスの向上または安定して提供する物的・人的能力、こうしたものが認められるといったところで、選定させていただいたところでございます。

別紙3につきましては、担当からご説明させていただきます。

○飛田障害者施策推進担当課長

それでは私から、別紙3に基づきまして説明させていただきます。恐れ入ります、別紙3をご覧ください。

まず、施設名です。品川区立障害児者総合支援施設。指定管理候補者は、社会福祉法人ゆうゆう。実施事業は福祉型児童発達支援センターおよび訪問系サービス事業所です。

選定理由は、個別支援計画に基づき、利用児童の特性に合わせた支援プログラムを、クラスごとはもちろん、個々の状況に合わせて個別にも作成しており、日々の療育に活かされております。また、OT・PTなどの専門職とも連携を行い、厚生労働省の児童発達ガイドラインに沿った療育が行われておりま

す。さらに、仮施設での運営でありながらも、地元自治会や近隣の保育園とも交流を重ね、地域に根差した施設運営に取り組んでいることが挙げられます。

続いて、指定管理候補者、社会福祉法人グローです。実施事業は、障害者生活支援センターで、選定理由といたしましては、平成29年度より南品川にて相談支援事業所を運営しており、区内の地域拠点相談支援センターの1つとして他の事業所と連携やネットワークの構築に努めており、利用者や家族のニーズを酌み取りながら支援を行っております。また、職員研修にも積極的に取り組まれ、財政基盤も健全性を保っており、安定的な運営が行われております。

次に、指定管理候補者、社会福祉法人愛成会です。実施事業は、日中活動・短期入所系サービスセンターおよび障害者地域活動支援センターです。選定理由といたしましては、社会福祉法人愛成会は、昭和33年から長年にわたる運営実績がありまして、中野区の委託事業も行っております。今回の事業に対しても、利用者の特性に応じた対応やさまざまな計画が図られ、生活介護や短期入所の運営実績に基づいた運営が行われるものと認められることが挙げられます。

いずれにいたしましても、指定管理期間は平成31年10月1日から平成34年9月30日までの3年間となります。

資料を1枚おめくりいただきまして、施設の概要となります。名称は、品川区立障害児者総合支援施設。所在地は南品川3丁目7番地7でございます。地下1階、地上6階建てとなり、鉄骨構造、一部鉄筋コンクリート構造となります。

実施事業としましては、(1)福祉型児童発達支援センター、(2)障害者生活支援センター、(3)訪問系サービス事業所、(4)日中活動・短期入所系サービスセンター、(5)障害者地域活動支援センター、(6)多目的室となります。

施設の位置づけといたしまして、障害児の療育支援体制、障害者の高齢化・重度化への支援体制を強化するとともに、障害児および障害者の地域生活支援拠点としての機能を合わせもった、区の障害福祉の中核を担う多機能型施設といたします。

運営体制としましては、社会福祉法人ゆうゆう、社会福祉法人グロー、社会福祉法人愛成会と個別に協定書を締結し、各法人は指定管理者として施設ごとに事業運営をいたします。各施設の事業運営のほか、おのおのの建物管理も行い、共用部分および全館にかかわる設備等の建物総合管理は障害者福祉課が行います。

裏面をご覧ください。経過および今後のスケジュールについては記載のとおりです。

1枚おめくりいただきまして、添付資料といたしまして、障害者福祉課が作成いたしました指定管理者候補者選定委員会での指定申請者に係る説明資料を添えさせていただきます。こちらの資料、3枚ほどお戻りになりまして、先ほどご説明ありました別紙2でご案内いたしました選定基準の通所系サービス施設に照らし合わせて記載したものです。

またお戻りいただきまして、指定管理者候補者から提出された事業計画書などや、児童学園においてはモニタリングでの情報を加味した上で、検討いたしました。主にサービスのことや経営基盤、また、継続的な人員体制、研修、安全面の配慮など、法人ごとにまとめ、記載しております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○鈴木（真）委員

今までの委員会の中で指定管理自体は了解するものですが、この資料の中で、指定管理者候補者選定委員会が1月23日に開催されて、今回の定例会の議案の最初のときに出ていなくて、追加議案で出てきたのですけれども、その理由だけ、説明をお願いします。

○飛田障害者施策推進担当課長

今回、愛成会と収支の疑義が間に合わなかったため、議案の提出を一時押さえさせていただきました。

○鈴木（真）委員

細かい詰めというのは、最終的でしょうけれども、その以前の段階でいろいろなお話がされていた中で、なぜかなど。そこら辺が、事業自体はいいのだけれども、何かすっきりしないところが、もうちょっと理解できればというところがあったのですけれども。

○飛田障害者施策推進担当課長

今回、指定管理を行う上において、愛成会より収支の確認がありまして、区としまして、重度障害などはさまざまなケースの対応のため、職員配置の人件費ですね、特にそのところの見直しが必要となると考えております。そのところも愛成会はどういうふうになるかということがありますので、こちらのほうも実際に配置する職員の状況を把握しながら、適切な指定管理料を精査していくことは伝えております。

それにつきまして、愛成会としては品川区民の期待に応えるような事業を展開するということを確認しておりまして、今回、議案を提出させていただきました。

○鈴木（真）委員

それで、調整はついたという判断というのですか、運営していく上で、区としては当然対象者の方にしっかり見てもらいたいと同時に、社会福祉法人として成り立たなければいけない部分、収支の必要性もあるでしょうから、そこは最初から、ここですっきりすればいいのですけれども、そこで誤差が出ると、後々問題が出てくるのではないかと思うので、それは大丈夫だということでお答えをいただいているのでしょうか。

○飛田障害者施策推進担当課長

愛成会というか、今回、グローとも一緒にやっていくのですけれども、グローのほうも、滋賀県では指定管理について、一定指定管理料が決定したらそのまま継続して行うということで、そういうところで、指定管理は自治体によってやり方が違うということで、その辺にずれがあったということで、区としては、その情報を愛成会が聞いていて、このままの指定管理料とか、そういうところになるかという確認がありましたので、人件費とか利用者の状況を見ながら、愛成会とまたそういうところをちゃんと詰めていって、それに見合った指定管理料をお支払いしますよということは伝えております。

そこで、一緒にやるということで、今回、議案を提出させていただいたということです。

○鈴木（真）委員

繰り返しますけれども、これからしっかりやっていただくのが大前提なので、後々、トラブルが起きないような状況を詰めていっていただきたいので、ここで詰めたということでいいのでしょうかけれども、その辺、しっかりとこれからも連携をとっていただきたいということで状況はわかりました。結構です。

○石田（秀）委員長

ほかに。

○石田（ち）委員

今、職員体制の話等ありましたけれども、それぞれの職員体制がどうなるのか、職種別の人数ですとか、当初、障害児者総合支援施設ができるときの簡易型プロポーザル方式実施要領にも人材確保のことが書かれていまして、職員体制の考え方や職種別配置人数、確保策や工夫点などについて提案してくださいというのがありますので、今回、ここが指定管理で決定するということでは、職員体制がどうなるのかというのはやはり障害者の支援には欠かせないところですので、ここをお聞かせいただきたいです。また、有資格者別の配置人数なんかも、もうわかっているのですよね。教えていただきたいと思います。

○飛田障害者施策推進担当課長

私のほうで各法人からいただいている資料によりますと、例えばグローの相談支援のところだと、配置人数は全部で5名となりまして、職種としましては、所長としまして拠点ケアマネジャーが1人いまして、そのほかに3名の方が相談支援専門員となります。もう1人の方が非常勤ということで計5名とお聞きしております。

ほかのところだと、ゆうゆうが行う事業についてです。全体の管理者、ここは事業がいろいろあるのですが、兼務ということで管理者がお一人いらっしゃいます。

子ども発達支援相談室のほうだと、そのほかに室長として1人置きます。そのほかに相談員が、正規の方ですね、心理士やSTとかそういう方が入りますが、正規の方が5名です。準職員の方を7名ほど想定しているということです。専門相談員は、PT、OT、ST、それぞれ4名ほど非常勤で専門相談員を置く聞いております。

また、児童発達支援のところだと、そちらも児童発達支援管理者というところで1名いらっしゃいます。そのほか、保育士、児童指導員等が、正規の方が17名、準職員の方は5名ほど配置すると伺っております。

保育所等訪問支援事業を行います。こちら管理者、全体的な兼務の方が1人と、児童発達支援管理責任者が1名いますが、こちらは相談室と兼務という形で聞いております。訪問支援員の方も、正規の方2名、準職員の方2名ほどですけれども、相談室と兼務で保育所等訪問支援事業は行うと聞いております。

あともう1つ、放課後等デイサービスです。こちら兼務の管理者がおりまして、そのほかに児童発達支援管理者が1名配属となります。そして、指導員です。資格としましては、保育士、また、児童指導員等が入りまして、こちらは正規の方が2名、準職員の方3名ほど配置する予定と聞いております。

そして、日中一時支援です。こちら管理者全体の兼務が入りまして、支援責任者が1名、支援員としまして、正規の方1名と準職員の方2名という配置になります。

そして、訪問系サービスです。こちらサービス責任者が主任ヘルパーということで1人おりまして、そのほか正職員1名、準職員5名の配置で行うと聞いております。

そして、愛成会です。短期入所がありますが、常勤は12名ほど配置して、非常勤は4名ほどとこちらでは聞いておりまして、生活介護に対してはサービス管理責任者ということで1人置いて、そのほか生活支援員が6名、そのほか看護師や事務を配置するということです。

就労継続支援B型です。こちら1人、サービス管理責任者が配置されまして、2名が生活支援員、1名の方が非常勤、また、事務も設置するということです。

あと最後、地域活動支援センターです。こちら常勤1名と非常勤3名の配置予定だというふうに、

今のところ、このような情報を得ております。

○石田（ち）委員

ありがとうございました。

それで、3法人それぞれの離職率というのは、この間の実績の中でどのようになっているか、わかるでしょうか。

○飛田障害者施策推進担当課長

離職率について、グローですが、平成29年にやっておりましたけれども、離職というか、1名の方が介護の関係で滋賀と東京を行ったり来たりしているということで、グローは、今、やめている方はいらっしゃらないということです。

ゆうゆうは、今、2年目なのですが、1年目に2名ほどで、今年は途中で、ご主人の転勤の関係で1名おやめになったと聞いております。

愛成会は、これからの事業なので、わかりません。

○石田（ち）委員

今、品川の中でのお話をしていただいたのですけれども、品川だけではなくて、グローとゆうゆうと愛成会はほかでも法人としてやられていると思うのですが、法人全体としての離職率がわかれば伺いたいと思います。

○飛田障害者施策推進担当課長

離職率ですが、平成30年12月1日現在です。平成29年度、こちらはグローです、正規職員225名、採用数24名、離職者数13名で、離職率は5%となっております。そして平成30年度、正規職員230名中、離職者7名で離職率は3%と聞いております。

○石田（ち）委員

今はグローのだけですよね。ほかのゆうゆうと愛成会はどうでしょうか。

○飛田障害者施策推進担当課長

すいません、今、手元にすぐ出る資料がないのですけれども、ゆうゆうも愛成会も大体グローと同じような感じというのは聞いておまして、比較的安定した運営が図られていると感じております。

○石田（秀）委員長

ちょっと待って。今の話は、平成28年にスタートしているわけだよね。今までこういうことをやってきましたということは、この委員会でも何度も話をして、施設はこういう形のものをこういう形でオープンします、おくれたということもあるけれども、オープン予定はこういうことですよということで、ずっと事業の内容も説明してやってきたわけだよね。ここでも何度も言ってきた。

ここは最後に来て、平成28年にやって、平成29年度から実際運営をしているわけです。福栄会からかわって。それに対して、不備があったり、今の人数も、例えばグローだけの話はあったけれども、全体を捉えて、もうスタートしているわけだから、例えば離職率が非常に高いとか、改善をしてきたけれどもだめだったよとか、それについては何の問題もなかったから、ここの段階で1月23日に選定をしましたというところでは、明快にある程度言ってくれないと、細かい数字というのは、事業の内容も何も含めてやってきたわけだよ、この委員会です。

だから、質問するほうも、それが何の意味があってどう言っているのだと。不適格なのだと思っていると、何か言ってくれないと、既にやっているわけだよ。それを何でと聞いていると、この会議の中で項目を1つ1つ聞きたいのか、チェックリストを聞きたいのか、そうではなくて、これが不備だと思

うよとか、こういう話を聞きましたと。愛成会だったらこう聞きましたとか、こういうことを聞いたから、何でここをこうしたのですか、そういう疑問がありますというなら、ここは議案なのだから、それを言わないで、チェックリストを1個1個質問して、何がというのが、もうやっているわけだから、事業内容も全部説明しているのだから、我々の委員会の中では。

指定管理の議案なのだから、それがここは不適切だと私は思っていますよとか、だからこういうことを聞きたいのだとか、そういうことがないと、話が前へ行かないと思います。それはそう踏まえて質問をしていただきたい。

○石田（ち）委員

委員長がおっしゃったとおり、今日、最後の指定管理を決定するというところの議案なので、この間、職員体制なんかはそれぞれ法人が適正に進めていますという状況だったので、しっかりとれているのかなというのをお聞きしたかったのと、それで、法人が全体として離職率が高くないのかどうなのかというのをお聞きしたかったので、伺いました。

それで、違う質問に行くのですけれども、平成30年1月22日の説明のときには、訪問系サービスは愛成会だったのですけれども、訪問系はゆうゆうにしますという説明は、この間あったのでしょうか。愛成会ではないのだと私は資料を見て思ったのですけれども、私は訪問系サービスは愛成会だと思って、この間、議論をしてきていたつもりなのですけれども、今日の資料では訪問系サービスはゆうゆうになっているのですが、変わったのですかということをお聞きしたいです。

○飛田障害者施策推進担当課長

今までも訪問系サービスを実施するのはゆうゆうというふうにご説明しておりますが……、資料を確認いたします……。

○石田（秀）委員長

平成30年1月の、これは私も見て覚えているけれども、就労継続支援B型20人と訪問系サービスは愛成会となっている。あと地域活動支援センターは愛成会。レストランカフェ愛成会、美術館愛成会とか、書いてある資料がある。

○飛田障害者施策推進担当課長

大変失礼いたしました。それは間違いです。訪問系のところについて、それは訂正しないといけないですね。訪問系のところは……。

すいません、これは真ん中に愛成会と来ていますが、これは就労継続支援B型が愛成会で、訪問系サービスがゆうゆうとなります。この場をおかりしましておわびいたします。申しわけないです。これは本当にミスです。

○石田（ち）委員

わかりました。ありがとうございます。

次に、グローの障害者生活支援センターですけれども、相談支援の拠点にしていくということですし、指定特定相談支援事業所になっていくわけですけれども、今まで南品川でやられていた人たちがそのまま同じ人がやるということでもいいのかということ、児童のほうはどうなるのかということ、グローがやられるのかということをお伺いしたいです。

○飛田障害者施策推進担当課長

今の仮のところそのまま移動して、こちらの事業に入るということになります。今後、児童のほうも含めまして、相談に対応をできればと考えております。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

○鈴木（ひ）副委員長

今、職員の配置の状況をお答えいただいたのですけれども、こういう数字もできればここに書いていただければ、どの程度の職員体制でやられるのかというのがすごくイメージがつくようになりますので、ぜひ今後に向けてご検討いただけたらと思います。

それで、今お話しいただいた人数をお聞きしても、書き切れなかったのですけれども、かなりの人数の配置になるなという思いがしたのですが、総合支援施設の（１）から（５）までの中で、職員体制は、正規職員、非常勤職員とかを合わせて、総勢で正規はどれぐらい、非常勤はどれぐらいというのがわかったら教えていただけたらと思います。大枠、どんな施設になるのかというイメージを持ちたいというところで、教えてください。

それともう一つ、訪問系サービスがゆうゆうでされるということなのですけれども、これは本当に求められているところだと思うのです。正規は１人、準職員が５人、あと主任ヘルパーが１人というところ、もうちょっと手厚くしていただきたいなという思いもしているのですけれども、全区展開されて、どこからでもこの事業所を利用させていただくことができるのかということをお聞かせください。

それから、指定特定相談支援事業もここでグローがされると思うのですけれども、これもまた地域はここというところで、基本、今、グローが担当している地域みたいな形で、地域割りということになるのか、それとも本来の指定特定相談支援事業所を選ぶことができるということになるのか、そのところをお聞かせください。

○飛田障害者施策推進担当課長

おおよそ人の全体のところになります、大体１００名近くになることになります。ただ、先ほど非常勤の話をしてしまいましたが、常勤換算ということになりますと、また人がちょっと違うので、週３日の方もいれば、週５日の方もいるということで、そこら辺は入れかわると考えております。

そして、ゆうゆうがやります訪問系事業でございます。こちらですが、基本的には品川区全域を網羅する予定でございますが、先ほど人数を言ったとおり、この人数で全部回れるかといったら、それは大変だと思います。今後、こういった事業所を少しでも多く増やすということは必要だと思いますので、今後の検討になるかと思っております。

そして、グローの地域の相談になります、基本的には地域になります、引き継ぎを現在やっております。まだ継続してやっていますので、そこをしっかりとやりながら、今後の相談のところもどういうふうにやっていくか、今まさに検討しているところですので、決まり次第お知らせというふうを考えております。

○松山障害者福祉課長

今、委員ご質問の相談支援全体の体制にかかわることについてですので、お答え申し上げます。現在、当事者からのヒアリングや相談支援センターのご意見等を踏まえて、相談支援部会でまさに検討しているところでございます。

その検討結果を受けて、地域自立支援協議会でその結果についてご協議いただくことになっておりますので、支援体制の概要が決まり次第、ご報告させていただければと思います。

○鈴木（ひ）副委員長

相談支援のところは今検討されているということですので、ぜひ充実の方向でよろしくお願ひした

いと思います。

あと、先ほどの離職率なのですけれども、一番初めの募集要項、実施要項というのかな、簡易プロポーザル方式の実施要項ということで、募集したときに、人材確保とあわせて離職率についても、既に運営している施設に従事する過去3年間の常勤・非常勤ごとの離職率を明記してください、また、離職原因や抑止に向けての具体的な取り組みを記述してくださいという項目がありますので、そこに沿って多分この3法人が出されていると思うのです。

そこら辺のところ、出されている中身がわかれば教えていただければ、本当に期待される施設なので、そこら辺の体制も運営する事業者としても大丈夫だよという確信になるかなと思いますので、募集要項に書かれている中身がわかれば、教えていただけたらと思います。

○飛田障害者施策推進担当課長

すいません、今回、離職率の手持ちの資料、グローしか持ち合わせがなかったため、申しわけございません。もちろん選定委員会でもそういうところは話し合われまして、離職率というところで、非常に低いというか、グローと同じような報告を受けておりますので、また、ゆうゆうにしても、ほかの事業所に比べれば離職率は低いと認識しております。

○鈴木（ひ）副委員長

ありがとうございます。今後に向けて、そういう報告ができるようにということで、よろしく願いしたいと思います。

あと、今回、この説明資料が、今までの簡単な説明資料よりもかなり項目もさまざま出されて、それぞれの事業者ごとに詳しく書いていただいているのですけれども、これというのは、障害者福祉課のところでの指定管理というのは、これからこういう形で指定管理のときに説明していくというところでの基準というか、今までの説明資料よりもすごく充実した説明資料を出していただいたので、そこら辺がどういう経過でこうなったのか、また、これが今後に向けてどうなっていくのかというあたりをお聞かせいただけたらと思います。

○大串福祉計画課長

今回、委員会の資料ということで、選定委員会等でも使っていただきました指定申請者に係る説明資料をつけさせていただきました。

今回、事業が多岐にわたっているといったところ、また、指定管理者候補者といったところでも複数の法人が出てきたということで、少しでもわかりやすくということで、今回、つけさせていただいたところがございます。

今後、このスタイルを続けていくかどうかについては、まだこれからの検討となります。

今回、やはりかなり事業が錯綜していたところ、また、複数の法人がといったところで、ご審議にあたってはこういった形で資料をご提供させていただいたところがございます。

○鈴木（ひ）副委員長

ありがとうございます。本当に今まですごく簡単だったので、こういう形で充実していただいて、さらにこの事業がどういう中身なのかということもわかる形で、今後に向けても引き続きましてわかりやすい資料にということで、ご検討いただけますようお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○石田（秀）委員長

よろしいですか。

ほかに。

○若林委員

先ほど平成30年、昨年(2018年)の1月22日の資料が間違いであったということで、それが本当であれば、さらっと、そうだったんですかという問題では、指定管理の、特に障害児者総合支援施設については、この何年間か、さまざま紆余曲折があって、ようやく最後の愛成会とのお話が合意されて、今後の協議も含めてということで、私としても、会派としても、また利用者の方々からしても、これから先どうなっていくのだろうという不安というのは、どうしても今日のご答弁を聞いていても、不安を禁じ得ないところが正直な気持ちで、ただ、便利なiPadがあるので、昨年(2018年)の1月22日の議事録を、今、誰も見ていないかもしれませんが、そのくだりを読み上げると、さっき委員長からご提示があったA4の説明資料をもとに担当課長(若林)のご答弁されている。例えば2階の就労継続支援B型と訪問系サービスに愛成会と書いてありますけれども、訪問系はゆうゆうが北海道で実績があるということも活かし、今、そういうところも協議していますというふうにご答弁されています。

だから、別に私、他意はありませんけれども、先ほどのご答弁は、そうするとそれをそのまま認めてしまうと、厚生委員会、期は変わっていますが、ちょっとそうはいかんだろうとは一瞬思ったのですが、改めて議事録を説き起こすと、課長は当時、これが適切なのか的確なのかわかりませんが、さまざまほかの部課長も含めて大勢かかわっていらっしゃるわけで、担当課長のご答弁も皆さん了解しているわけですので、先ほどの担当課長のご答弁に何か訂正があれば、おっしゃっていただければと思います。

○永尾福祉部長

今、平成30年1月22日の資料の件についてのご質問がございました。こちらのほうも、資料として、ペーパーで出した資料については誤りがあったなと認識しておりまして、そこについては大変申しわけなかったと思っておりますけれども、本当に資料の作成ミスであって、実際にはゆうゆうで訪問系サービスをやるということで話は進めていたし、担当課長もそういう説明をしておりますので、内容について、その当時と現在とでは変更はございません。

○若林委員

もう1回、答弁を読みますね。例えば2階の就労継続支援B型と訪問系サービスに愛成会と書いてありますと。書きましたと。そういう資料を厚生委員会に今ま(2018年)に出た、厚生委員会に出しましたと。けれども、訪問系はゆうゆうが北海道で実績があるということも活かし、今、そういうところも協議していますというところで、あの資料に間違いはなかったのかなと。ちゃんと今ま(2018年)にゆうゆうと協議中なのでというところで、あえて言えば、そこまで間違っているという資料の出し方ではないのかなと思ったので、そもそも違う審議になってしまって大変申しわけないのですが、いろいろな不安、一事が万事だろうと最初思ったのですが、不適切な資料でもなかったのかなと。

今後の厚生委員会、また審査、報告等がある中で、1つ1つ、こういうところでミスがありました、失敗がありましたというのを重ねるのはあまりよくないのかなと思ったので、もう1回……。

○飛田障害者施策推進担当課長

確かに当時、そういうところで検討していたため、そのような答弁となりました。訪問系サービスはゆうゆうが行うということで、よろしくお願いたします。

○石田(秀)委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○芹澤委員

賛成します。

○若林委員

賛成します。

○石田（ち）委員

賛成です。

○木村委員

賛成いたします。

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。

それでは、これより第31号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上で、予定表1、議案審査を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時15分休憩

○午後1時15分再開

○石田（秀）委員長

それでは皆さん、こんにちは。厚生委員会を再開いたします。

予定表2の請願・陳情審査の前に、理事者より発言を求められておりますので、まずそちらを先に行いたいと思います。

○飛田障害者施策推進担当課長

先ほど午前中の答弁で、法人の離職率のところでは、社会福祉法人ゆうゆうです。正規職員離職率96名中、退職者は8名ということで、8.3%。愛成会です。正規数136名中、退職者が12名で8.3%となります。公募をしたときの資料によりますので、この数字となります。よろしくお願いいたします。

○石田（秀）委員長

ありがとうございました。

2 請願・陳情審査

(1) 平成31年請願第6号 国保料引き下げと子どもの国保料無料化を求める請願

○石田（秀）委員長

それでは、予定表2の請願・陳情審査を行います。

まず、(1)平成31年請願第6号、国保料引き下げと子どもの国保料無料化を求める請願を議題に供します。

本件は初めての審査でありますので、書記に朗読をさせます。

〔書記朗読〕

○石田（秀）委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件に関しまして、理事者よりご説明願います。

○三ツ橋国保医療年金課長

請願第6号、国民健康保険料について説明いたします。

まず、国民健康保険料は0歳から74歳までの方の中で、生活保護や社会保険に加入していない全ての方が対象となっております。国民皆保険制度の相互扶助の考え方に基づいた制度でございます。

平成30年度からは、区市町村とともに都道府県が財政運営の主体となり、国保運営の中心的な役割を担い、制度を安定化させているところでございます。国や都、そして特別区も激変緩和策をとり、さまざまな財政支援を実施しております。財源の確保について、区は特別区長会、全国知事会を通じて国庫負担金の引き上げを国に対して要望しております。

次に、特別区は統一した保険料方針として基準保険料方式をとっており、品川区といたしましては、同一所得同一世帯であれば同一の保険料となる基準保険料方式に賛同しております。平成31年度は、賦課割合、所得割対均等割が58対42、基礎分7.25、均等割額、基礎分3万9,900円、賦課限度額61万円でございます。品川区の1人当たり保険料は13万2,308円となっており、前年度と比較して616円下がっております。

区独自の子どもの均等割無料化につきましては、その負担をさらに一般財源で賄うこととなり、非常に困難と考えております。区といたしましては、引き続き特別区長会および全国知事会を通じて国に求めてまいります。

最後に、保険料は本来自主納付が原則と考えておりますが、納付に応じない一部の被保険者に対しては、納付相談を通じて滞納整理を行っております。国民皆保険制度という相互扶助の考え方に基づき、この制度が維持・継続できるよう、事務の執行に当たっては、収入や資産の状況、世帯構成など、個々の生活状況を鑑みて行っております。また、生活が厳しい方につきましては、今までも必要に応じて生活保護や就労支援へのご紹介をしております。

引き続き個々に応じた納付相談など、窓口や電話にて丁寧に対応してまいります。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

それでは、本請願につきまして、ご質疑、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

この請願は、国保料を値上げではなく引き下げてくださいということで、先ほども条例審査したところでは、所得の比較的低い多子世帯には値上げという重くのしかかる負担増になったわけです。

やはり私たちとしては、本当に高過ぎて払えない、請願の中にもありますけれども、払いたくても払えないという状況の人がこれ以上増えてはならない、そして、そのためにも構造的な問題を解決していくためにも引き下げていくということが、国保制度の維持にも、そして加入者に対しても引き下げていくことが必要なのではないかということ、共産党としても求めてきているのですけれども、その中で

も自治体が独自でできる子どもの国保料を下げる、要は均等割をなくしていくというのは、ほかの自治体でもやられているというところでは、実施可能な引き下げの対策ではないかと思っているのですが、私は一般質問でも取り上げさせていただきましたが、子どもの均等割を無料にしていきたいところ、区としての考えを改めて伺いたいと思います。

○三ツ橋国保医療年金課長

区独自の子どもの均等割無料化につきましては、その負担をさらに一般財源で賄うこととなり、非常に困難と考えております。

○石田（ち）委員

一般財源から入れていくのは非常に困難というのは、この間も一般質問のところでありましたけれども、公平性の観点から見ても国保の子どもの均等割に一般財源を入れるのは困難だという、その公平性の観点というのは、公平性というのが何なのかを伺いたいと思います。

○三ツ橋国保医療年金課長

公平性の観点とは、本来ならば国保は、国保料で、国保に入っている方のお金で賄っていくというのが公平性の観点の1つでございます。一般財源と申しますのは、国保だけではなく、ほかの被用者負担の方の財源も入っておりますので、公平性の観点から、一般財源から賄うことは非常に困難と考えております。

また、区といたしましては、引き続き特別区長会および全国知事会を通じて、国に求めてまいります。

○石田（ち）委員

公平性の観点で、子どもから保険料を取るの国保だけなのですよ。協会けんぽや組合健保などに入れている世帯の子どもには保険料はかかっていないですよ。私は逆に、公平性の観点からも、国保加入世帯の子どもからは保険料は取らないということができると。それが公平性なのではないかと思うのですが、区としてはいかがでしょうか。

それと、国に求めていくということなのですが、公平性の観点を置きかえた上で、区が税金投入をしていくべきだと私たちは思うのですが、国には要望するけれども区の財源は入れられないという、どちらも国民の税金なので、税金投入という部分では同じではないかと私は思うのですが、そこもお聞かせください。

○三ツ橋国保医療年金課長

区といたしましては、国の制度として子どもの均等割の無料化を求めているところでございます。引き続き求めてまいります。

また、税金という観点でございますけれども、国保料と申しますのは、先ほど申した国保のお金は国保の方で賄っていく、また、そこで国保料で賄えなかった部分、例えば収納率の部分でございますけれども、そこにつきましては一般財源から投入しているところでございます。

○石田（ち）委員

国の制度というところなのですが、国が国保法をつくって国保を国民皆保険にしていきたいと進めていますが、国保料を軽減させていくということは区も求めているわけではないですか。構造的問題があるということも認めていて、負担が重いということも認められている。だったら、軽減させるという考えにいくのが、加入者世帯のことを考えれば、そして国保制度のことを考えれば、当然ではないかなと思うのですが、それがなぜ区としてだてできないのかなというのがとても疑問でならないのです。

そして、税金という観点から、国保の中でということでしたけれども、税金投入ありきの国保制度な

ので、それを軽減させるには税金投入するしかないと思うのです。そこからやはり、公平性の観点から、子どもの保険料をほかの医療保険と同様にかけないというためには税金投入しかないではないですか。

なので、子どもの国保料を無料にしていくというところについては、区としては国に求めていくという姿勢なのでしょうか。

○石田（秀）委員長

ちょっと待って。今、4回も5回も聞いているのだけれども、また同じで、それで、先ほど国に求めている。答えがずっと平行線なのです。答えと質問が。同じことがずっと来ているのだけれども、税のあり方みたいな話になってきてしまっているの、平行線で、税のあり方自体が、国には求めていますよというのだけれども、こっちは、区民の税金をどう使うのか、税のあり方の話をしているわけだ。どこで使うのか、同じ税ではないですかという話をされているわけだけれども、ここはよく答弁を聞いていただいて、同じ平行線の話がずっとやっても、今、四、五回やっているわけで、そこは踏まえて、また質問をしてもらいたいと思います。

どうぞ、答弁をお願いします。

○三ツ橋国保医療年金課長

先ほど申し上げましたとおり、区独自の子どもの均等割無料化につきましては、その負担をさらに一般財源で賄うこととなり、非常に困難と考えております。

区といたしましては、引き続き特別区長会および全国知事会を通じて、国に求めてまいります。

○石田（ち）委員

ということは、区としては保険料軽減のために税金を投入する考えはないということですよ。そうすると、国は国保料を引き上げる方向で、税金投入をやめていくイコールそれが保険料に転嫁されていくわけですから、どんどん値上げていく方向で国は動いているので、そこに区が要望していくのは大事なのですけれども、それを待っていないで区でもやってほしいなというのがこの請願の、引き上げではなく引き下げてください、そして子どもの国保料を無料にしてくださいということだと思いますので、できないことではないですし、国もそこはとめていないので、保険料軽減のための税金投入は認めているので、これは区の姿勢次第だだと思いますので、ぜひここは国保制度を維持していくためにも、そして加入者の負担軽減のためにも、税金投入をしていくべきだと思います。

次に、滞納者を追い詰める厳しい取り立てをやめてくださいということもありますけれども、品川区は、この間、23区で差し押さえ率2位という状況だったと思うのですけれども、平成29年と平成30年の差し押さえ件数を伺いたいと思います。

○石田（秀）委員長

あわせて何かあれば、今ちょうど探している。

○石田（ち）委員

滞納者に対して封筒の色を変えて納付書が送られて、その中に差し押さえ通告なんかも入った真っ赤な封筒をやめていただきたいと私たちは言ってきたのですけれども、封筒の色の検討はされたかどうか、伺いたいと思います。

○三ツ橋国保医療年金課長

差し押さえ件数でございますが、平成29年度は853件でございます。平成30年度は、直近でございますが、210件でございます。

続きまして、封筒の色でございます。封筒の色につきましては、常に色の工夫はしております。また

引き続き封筒の色につきましては工夫してまいります。

○石田（ち）委員

差し押さえ件数は大きく減っているのですね。これだけ減るといのは、何か考え方を変えたとか、厳しい取り立てはやめてくださいと私たちもずっとお願いはしてきたのですけれども、そうしたところから、区の姿勢とか方針というか、取り組み状況が変わったから減っているのか。減った理由を伺いたいのと、封筒の色は工夫していくということですが、これはすごく区の姿勢が出るなと思うのです。

区の職員で話して、検討して、この赤い封筒にするというのは、別に国からも都からも言われずに区で決められることなので、それをあんなに真っ赤な、ショッキングな色で、しかもあれがポストに入っただのをほかの人が見たときに、あの色の封筒は何だろうかと思うぐらいの色だと思うのですね。

なので、人権の面からも、ああいった色の封筒はやめるべきだと私たちは思っているのですけれども、工夫をされているのはいいのですが、あの真っ赤な封筒はやめていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○三ツ橋国保医療年金課長

差し押さえ件数が減った理由といたしましては、まだ年度途中ということもございますけれども、個々により丁寧に応じているという考え方でございます。

また、封筒の色につきましては、ほかのお知らせなどとは異なる趣旨のものなので、目立つようにしております。

○石田（ち）委員

差し押さえ件数、年度途中と言えども、すごく減っているので、ここからさらにいきなり増えることはないと思うのですけれども、やはりより丁寧にひとりひとりの状況に応じていただいているのかなというのは感じるのですが、来年度から東京都の収納率向上取り組み成績別交付金、差し押さえを何件やったら3,000万円とか、交付金が来ていたと思うのですけれども、来年度からは成績別交付金の中から差し押さえがなくなるという報道、新聞なんかでも出ていたのですが、区から、区長会なり部長会なり、そういうところで何か言ってきた部分があるのか、区からこうした差し押さえは問題だよねということがそういった会で問題にしていたりして、これがなくなったのか、なくなってきた経緯がわかれば教えていただきたいと思います。

○三ツ橋国保医療年金課長

今回の交付金がなくなる経緯でございますけれども、東京都が示す限りでは、国の保険者努力支援制度がございまして、そちらから調整される、交付されるというものが大きいということが、ひとつ、大きく挙げられておりました。

また、区から差し押さえ件数によって交付しないようにという要望は特に上げられていないという認識でございます。

○石田（ち）委員

そんなに差し押さえ件数が問題になっていたわけではないのかもしれないですが、減っていくというのは加入者にとっては大事なことですし、生活困窮や突然の病気、突然の失業というところで滞納しているというのが区もとっている統計の理由だと思いますので、そういったところに個々に応じていくことで、生活再建をしていける対応にぜひ大きく変えていただきたいなど。変わりつつあるのかもしれないのですけれども、さらに差し押さえ件数をもっと低くしていただいて、そして短期証の面でも、

欲しいといった方には直ちに交付していただきたいなと思いますけれども、最後、いかがでしょうか。

○三ツ橋国保医療年金課長

本来、保険料は自主納付が原則と考えております。納付に応じない一部の被保険者の方に対しては、納付相談を通じて滞納整理を行っております。

国民皆保険制度という相互扶助の考え方に基づき、この制度が維持・継続できるよう、事務の執行に当たってはさまざまな取り組みをしております。

引き続き、国保の財政基盤安定化のために取り組んでまいります。

○石田（秀）委員長

ほかに。

○鈴木（ひ）副委員長

まず、封筒なのですけれども、工夫して目立つ封筒にということだったのですけれども、実際、真っ赤な封筒は今でも続けているのか、やめたのか、また目立つ封筒の工夫で違う色になったのか。

真っ赤な封筒について、本当にショッキングな封筒なので、やめてほしいというのは、かわいいピンクとか優しいオレンジとかだったらまだ違うのですけれども、そのところで、真っ赤な封筒というのは本当に赤紙みたいな、差し押さえみたいな、そんな感じの色の封筒なので、それはぜひやめていただきたいと思っているのですけれども、それは今でも続けているのか、やめたのか、その点、お聞かせください。

○三ツ橋国保医療年金課長

封筒の色につきましては、その都度、工夫しているところがございます、今でもという部分につきましては、必要に応じて考えておりますので、ほかのお知らせなどとは異なる趣旨のものとして対応しております。

○鈴木（ひ）副委員長

では、本当におどすような色に私なんかは感じるような真っ赤な封筒なのですけれども、そのおどすような色と私なんかは感じるような真っ赤な封筒は、目立つということではこれからも使い続けていくということはあるのか、その点はいかがでしょう。

○三ツ橋国保医療年金課長

まず、封筒の色につきましては、ほかのお知らせなどとは異なる趣旨のものですので、目立つようにしております。ただし、赤を使うかどうかに関しましては、今後検討してまいりますので、使うかどうかについては、今、はっきりとは明確にお伝えすることはいたしません。

○鈴木（ひ）副委員長

改めて、あの真っ赤な封筒は、本当にもらったときにびっくりして、どきっとする色なので、ぜひやめていただきたいということを強く要望しておきたいと思っております。

それから、差し押さえ件数がこれだけ下がってきたというのは、本当に区の努力の賜物かなという思いがしております、ぜひこれは引き続いて丁寧な対応ということで、差し押さえには極力、悪質なところ以外はいかないということでよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、先ほど課長の答弁で気になったのが、国保というのはそもそも国保に入っている人の保険料で賄うべき、そういうふうと考えられているということなんでしょうか。

○三ツ橋国保医療年金課長

国保制度でございますけれども、国民皆保険制度の中の相互扶助の考え方に基づいております。その

中の1つが、社会保険いろいろありますけれども、国保もあると思っております。基本的に国保と申しますのはやはり相互扶助の考え方でございますので、本来は原則、全員の方が自主納付をされているのであれば収納率は100%となりますので、国保に入っている方の保険料は国保に入っている方が賄っていけると考えております。その考えに基づいてお伝えした部分でございます。

○鈴木（ひ）副委員長

収納率との関係というのではなくて、収納率は今、かなり100%に近いところまでいっていると思うのです。だけど、高い国保料が問題になっていると思うのですけれども、そもそも国保の考え方として、国保の保険料と税金の投入という、そのあり方として、税金は投入しないで国保料だけで全部国保を賄っていくべきと考えられているのか。国保料と税金のそのこのところの考え方を。

○三ツ橋国保医療年金課長

法定内繰入金というものがございまして、税金は確かに国や都、そして区からも投入されているところでございます。それに基づいて国保は今現在賄っております。したがって、私が申し上げましたのは、原則自主納付という考え方に基づいて伝えている部分でございますので、税金からの投入は依然としてでございます。したがって、税金のあり方という部分に関しましては、国や都、そして区からも入ってまいりますので、そこは今までどおりと考えております。

○鈴木（ひ）副委員長

ちょっと安心しました。国保というのが国保料だけで賄えない仕組みということで、国から、東京都から、区も入れてということで、当然税金を入れなければ賄えないというのが皆保険制度として出発した国保ですので、国民健康保険というのはそもそも、定年退職した後だったりとか非正規だったりとか、そういう社会保険に入れない、入らない人たちを全て、セーフティネットとして皆保険制度としてできている、そういうところでは、厳しい保険制度、医療制度ということで出発している、だけど、全ての国民の命を守るというところできたのが皆保険制度ですので、そこは税金を投入しているのが当たり前制度としてというところで、今、課長からのご答弁はそういうふうなことで確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

そういうところからすると、課長の言われたところでの法定外繰入はなくしていくというところは、今、国が求めているというところなのですから、それは決算補填等目的の法定外繰入なわけですね。だから、今回の子どもの医療保険の均等割のそれは、この決算補填等目的の法定外繰入には当たらないということは確認させていただいていいですね。

○三ツ橋国保医療年金課長

子どもの保険料、さまざまな考え方がございまして、区としての考え方がございます。決算補填等目的の法定外繰入金と申し上げますのは、軽減の部分でございまして、決算補填等目的以外の法定外繰入金でございすけれども、そちらに関しましては減額という部分だと認識しております。そもそも子どもの均等割無料化といいますのは、区としては一般財源で賄うこととなりますので、非常に困難と考えております。したがって、区といたしましては、引き続き特別区長会、そして全国知事会を通じて国に求めてまいります。

財源の確保につきましても、国庫負担金の引き上げを国に対して要望してまいります。

○鈴木（ひ）副委員長

私が伺ったのは、決算補填等目的の法定外繰入という、国が求める削減すべき法定外繰入には、子どもの保険料減免は当たらないということで確認させていただいていいかと、このことを伺ったのです。

○三ツ橋国保医療年金課長

法律に当たるかどうかにつきましては、国が判断するものでございまして、具体的には、例えば区から幾らどちら側にすると申しましても、法律としていけないと国が判断した場合には、それはやはりできない、法に抵触する可能性があると言われた場合には、それは区としてできないものと考えております。

○鈴木（ひ）副委員長

解消すべき法定外繰入金には当たらないと。この確認を。

○石田（秀）委員長

決算補填等目的の法定外とか言うからわからなくなってしまう。内か外か。

○鈴木（ひ）副委員長

解消すべき法定外繰入ではないということで、そここのところの確認をしたいということなのですけれども。

○三ツ橋国保医療年金課長

決算補填等目的の法定外繰入金は、国から解消されると言われております。決算補填等目的以外、解消なくていいと国から言われている法定外繰入金もございまして。この部分に関しましては、区といたしましては、保険者政策等と考えておりますため、決算補填等目的の法定外繰入金に含まれるものと考えております。

〔「法定外金になると」「抵触するおそれがある」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）副委員長

ごめんなさいね、ここ大事なので、ちょっとよくわからなかったのですがすけれども、私をはっきりと、国が解消すべき法定外繰入というものには当たらないけれども、区の考え方として、保険料の減免額に当てるということをお考えはないのですというのであれば、それで納得いくのです。法定外繰入には当たらないけれども、区として保険料の減免に充てて当てるという考えは、今、ありませんと言うのだったら、そういうことなのかということなのです。

○三ツ橋国保医療年金課長

減免の部分でございましてすけれども、区といたしましては、子どもの均等割軽減の無料化には当てない、当たらないと考えております。

○鈴木（ひ）副委員長

わかりました。今のご答弁で、国が言う解消すべき法定外繰入に子どもの均等割の無料化が当たりはしないけれども、区として保険料の減免額に当てるという考えはないということで確認をさせていただきます。

そここのところは本当に区の考え方次第なので、ぜひ今後とも区としても、先ほども申し上げたのですがすけれども、法定外繰入は減額、三十五、六億円入れていたものが、既に10分の1ぐらいになってしまっているわけですから、そういう点では、30億円ぐらいは減らしてきているわけですから、十分。財源は十分あるわけです。そういうことで、ぜひご検討いただきたいということで、強く要望しておきます。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

よろしいですか。

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、平成31年請願第6号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言願います。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○鈴木（真）委員

結論を出すということで、自民党・子ども未来、今まで理事者の説明もありますし、まだ様々な状況も含めて、今回は不採択。

○若林委員

結論を出すで、不採択です。

原則は国民皆保険制度の維持をしっかりと行っていただいた上で、各種の低所得の方も含めた対策をしっかりと丁寧に行っていただきたいという意見を添えまして、不採択で結構です。

○石田（ち）委員

本日結論を出すということで、先ほども言ったのですけれども、高過ぎる国保料が社会的な問題にもなっているところです。1人当たりの国保料は、協会けんぽの1.3倍、組合健保の1.7倍と、同じ医療保険の中でも著しく重い負担を強いる不公平な制度になっています。だからこそ、払える保険料にしていくために、引き下げこそ必要だと思います。

また、均等割は家族の数が増えるだけで、収入は変わらないのに、生まれたばかりの子どもからかかる保険料が均等割です。これはやっぱり重くのしかかって、子育て支援にも逆行しているなど思っていますけれども、私たちは政党としても均等割は時代錯誤の制度だと思っています、廃止する提案をする提言も出しているのですけれども、品川区としてできる子どもの均等割を無料にしていくということは、今すぐに必要な軽減策だなと思っていますので、この請願を採択して、保険料を引き下げ、払える国保料にしていく、そして子育て世帯を応援していくことを進めていくべきだと思います。

○木村委員

結論を出すということで、これからもいろいろと議論をしながら、今日のところは不採択です。

○石田（秀）委員長

それでは、平成31年請願第6号につきましては、結論を出すとの意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、平成31年請願第6号は、結論を出すことに決定いたしました。

それでは、それぞれの皆さんの意見を伺いましたので、平成31年請願第6号につきましては、挙手により採決を行います。

お諮りいたします。

平成31年請願第6号、国保料引き下げと子どもの国保料無料化を求める請願を採択することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。

賛成者少数でございます。

よって、本件は、不採択と決定いたしました。

(2) 平成31年請願第7号 特養ホームと老健施設の増設を求める請願

○石田（秀）委員長

次に、(2)平成31年請願第7号、特養ホームと老健施設の増設を求める請願を議題に供します。

本件は、初めての審査でありますので、書記に朗読をさせます。

[書記朗読]

○石田（秀）委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件に関しまして、理事者よりご説明願います。

○大串福祉計画課長

私から、高齢者施設の整備といったところで受けとめさせていただいています。

直近の5年間で見せていただきますと、特別養護老人ホームについては3カ所、定員としては231人の増、また、もう間もなくですけれども、4月には、民設という形になりますが、南品川4丁目に特別養護老人ホーム、81人の定員の施設ができるというところです。また、高齢者の認知症グループホームでございますが、こちらにつきましても、5カ所、定員といたしましては99人、枠を拡大しているところです。また、小規模多機能型居宅介護、看護小規模も入れますと、全部で5カ所、こちらも定員137人の増といったところで、直近5年間では施設の整備をさせていただいているところでございます。

区といたしましては、一昔前の高齢者像とは大きく異なってきているといったところを踏まえまして、多様な形のサービスの提供あるいは多様な形の施設整備、こういったものを目指してやっているとところでございます。特養だけということではなく、また、老健だけ、あるいは今申し上げたような施設だけということではなく、さまざまなニーズ、さまざまな状態像、さまざまなお気持ちに答えられるような形で、多様性のある施設の整備に取り組んでいこうというところでございます。

項目でいきますと、1番、林試の森の関係でございますが、こちらについては、今現在、施設の整備の検討をしているところでございます。高齢者の施設、特養であったり、グループホーム、障害の施設であったり、児童の施設、あるいは地域の要望が大変高い地域交流のスペースであるとか、防災関係の設備、こういったものとあわせながら、この土地の中でこういった施設の展開ができるかというところは、今まさに検討しているところでございます。

2番目のところでございますが、先ほど申し上げましたように、特養のみならず、さまざまな展開をしているところでございます。計画というところではなく、それぞれの皆様方のお声を聞きながら、こういった施設がいいのかといったところで、日々検討をしていると。また、老健につきましては、昨年6月に2カ所目ができたところでございます。

今後、その辺の推移も見ながら、またさまざまな形、多様性に対応できるような施設の展開、さまざまな施設の整備を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

それでは、本請願につきまして、ご質疑、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

今、多様な形でさまざまなニーズに応える形で整備を進めるということでした。ここで求められているのは特養ホームと老健施設ということですが、請願項目1の林試の森公園の隣の公有地のところは、できる限り多くの人が入れるよう、定員数を増やしてくださいということなのですが、林試の森公園隣の公有地の特養ホームは、この間、区も報告しているように、地域密着型で進めていくという検討がされているというところでは。

地域密着型は最大で29人規模になりますので、大きく定員数を前進させるにはちょっと小さいかなと私たちも思うのですが、できる限り多くの人が入れるように定員数を増やすというのを、林試の森公園隣の公有地にできる特養を、定員数を増やすという形で今から検討し直すことは可能なのでしょうか。

○大串福祉計画課長

林試の森のところにつきましては、今のところ、高齢者施設としては特養であるとかグループホーム、こういったものを考えているところでございます。それ以外にも、先ほど申し上げましたように、地域交流スペースであるとか、防災の備蓄倉庫であるとか、地域ニーズの高いものもあわせてということで、今、検討しているものでございます。また、それ以外にも、児童の施設、保育園であったり、あるいは障害の施設、こういったものもあわせて検討しているところでございます。

0.5ヘクタール、約5,000平米の土地ということ想定しております。その中でこういった施設配置ができるのかといったところ、また、こういった施設整備につきましては、やはり近隣、地元の皆様方のご理解、ご協力が何よりも大切なところと考えております。そうした中で、今お住まいの方たちの環境が大きく変わらないように配慮しながらといったところも一番大きなポイントになってこようかと思っておりますので、その辺のバランスを考えながら、施設のあり方、施設の整備については考えていきたいと考えているところでございます。

○石田（ち）委員

地域への配慮は当然必要だと思うのですが、29人規模というふうには決めずに、こうした特養ホームの増設等を求める請願というのは、この間も何度も出されている請願だと思いますので、地域の皆さんの声も多様にあるかと思っておりますので、ぜひ広く、規模を広げていただけるようお願いしたいと思うのですが、一般質問のときに、ほかの議員の方の質問で、こうした高齢者の施設のあり方というのを問われたときに、地域密着型を中心にとということで部長が答弁されたかと思うのですが、特養ホームという形で、今後は地域密着型を中心に進めていくという方針を区は持たれているということなのでしょうか。伺います。

○大串福祉計画課長

品川区、なかなか大きな土地が出てこないのが現状でございます。そうした中で、地域包括ケアといった観点からも、やはり今住んでいらっしゃる近隣にそういった施設を多くつくっていくべきではないかと考えているところでございます。

そうした中では、大規模な100人規模の特養をどんというところではなく、身近な地域のさっと行けるような場所に、こういった地域密着型の施設を多くつくっていききたいと考えているところでございます。

○石田（ち）委員

わかりました。

大きな土地がなかなか出てこないというところでは、林試の森公園の隣は大きな土地なので、そこは地域密着型にこだわる必要はないのではないかなと思うのですけれども、大きな土地が出てこないというのは、都心にはある、品川だけの問題ではないかなと思うのです。ですので、地域近隣に多くつくっていくということでしたけれども、そうすると、下の請願項目にもあるように、地域近隣に多くつくっていくという増設計画をつくるべきではないかなと思うのですけれども、それを出せる形にさせていただきたいと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○大串福祉計画課長

冒頭申し上げましたように、さまざまな高齢者の皆さんのニーズあるいはそれを支えるご家族のお声等々があります。そうしたことに応えていくためにも、一定の施設の整備は必要だと認識しているところでございます。ただ、施設の整備といたただけではなく、さまざまなソフトの支援、この間、例えば支え愛・ほっとステーションを全13地区に展開するですとか、そういった形での地域で支える体制といたところ、ソフト支援のほうもあわせて一定整備してきたところでございます。

こうした形での施設といたところだけを取り出しての計画は考えてございませんけれども、さまざまな形で皆さんからのお声を聞きながら、施設のあり方あるいはそれ以外のソフト支援のあり方、こういったこともあわせながら、品川区の高齢者施策、高齢者福祉の充実を図っていきたいと考えているところでございます。

○石田（ち）委員

品川区は、特養ホームが足りない、私たちも、23区で最低の整備率ということで、特養ホームと老健施設を合わせた整備率は23区で23位ということで、それは数字であらわせる部分を言ってきているわけです。それは、イコール足りないということを切実に区民の皆さんの声を届けさせていただいているのですけれども、先ほども5年間で231人分の特養ホームを増設してきたということですが、確かにこの四、五年で231人分増やしてきているというのは、これは23区で見ると、数字で見える形でいうと、この四、五年で増やしてきたという数字は6位に当たるのですけれども、やはり2000年から2011年まで一切建ててこなかったという、これが今、響いてきてしまっているのだなと私は思うのです。

ですので、今、どんどんと増やしてきている、そういうもつで、多くの方が、住みなれた品川で老後を過ごせるかもしれないという期待を抱いて、林試の森公園隣の公有地も見ているわけですね。ですので、増設計画を、ソフトの支援も合わせてとおっしゃっていますけれども、そのソフトの面の在宅支援なんかは、サービス提供料なんかを見ても、これも数字で見える形にすると、23区で最低レベルなのです、品川は。

ですので、特養ホームと、老健施設に入りながら特養ホームに申し込み続けるという方も本当に多くいますね。老健の中は特養待ちなのではないかというぐらいの老健の利用にもなっているのです、特養ホームと老健施設をさらに増設していくというのは区民の願いでもありますし、数字で見える面からしても、区民の切実な願いがある意味出ているのではないかなと思いますので、ぜひ、今、説明していただいた大きな土地が出てこないのであれば地域近隣に多くつくっていくという、これを整備計画として出していただきたいと思うのですけれども、最後にいかがでしょうか。

○大串福祉計画課長

施設のあり方、再三申し上げておりますけれども、やはり身近な場所に高齢者の施設があるというこ

とが一番大きなポイントになろうかと思います。住みなれた我が家だというのを一番の大きな目標とはしておりますけれども、やはりそうした中での施設のあり方も一定必要なものと認識しております。

そういったことを踏まえまして、先ほど数字的なところで、恐縮ですがけれども、ご紹介させていただきましてけれども、グループホームであるとか小規模多機能型居宅介護ですとか、そういった地域での施設の整備は精力的に進めてきているところでございます。

ソフトの支援と両輪という形で、今後ともそうした施設のあり方を総合的に判断しながら、高齢者福祉の充実を図っていきたいと考えているところでございます。

○石田（秀）委員長

ほかに。

○鈴木（ひ）副委員長

先ほど地域密着で進めていくということだったのですけれども、それはまとまった土地が出ないからということだったのですが、上大崎にできたところでも、3,000平米ぐらいあればあれだけの、ショートステイも合わせて140人定員ぐらいのができるわけですよ。だから、3,000平米ぐらいのができたら、そういう土地があるということになったらそれは検討するというので、土地の関係だけで地域密着ということではなかったのか。

その地域密着ということで、特養ホームも地域密着であれば、何平米ぐらいだったらできるのでしょうか。そういう土地が見つかれば、どんどん地域密着の29ベッド程度の、ほかのところとも合築になるのかもしれないのですが、どんどんそういうふうに地域密着の特養ホームを建てていきたいと、そういう考え方だということではないのでしょうか。

○大串福祉計画課長

今、委員におっしゃっていただいた上大崎のところは、たしか3,000平米ほどで、土地が3,000平米であの大きさの建物できて、102人の定員に39人のショートステイという建物をつくることができました。地域密着型の例えば特養ですとか、そういったところになりますと、周りの条件等々がありますけれども、約1,000平米ほどあれば、地域密着型はできると考えているところでございます。

今後3,000平米が出てきたときにどうするかというのは、この場では何ともお答えしかねるところでございます。そこに大規模特養をつくるのか、あるいは地域密着型の複合的な施設をつくっていくのか。あるいは他用途、ほかのニーズ、区民要望がある中での施設を複合化してつくっていくのかというのは、その地域の特性であったり、そのときの区民の皆さんのニーズに対応するという形になりますので、必ずしも、3,000平米の土地があったらそこに大規模特養をつくるのかどうかというのは、何ともいうところかと思えます。

それは同じように、1,000平米の土地があったならば、そこに全て特養をつくるかということ、そこも何ともいうところでございます。グループホームというような形で、認知症の方が共同的に生活ができるような施設が必要と判断すれば、そういった展開にもなりますし、あるいは在宅の生活支援ということでの小規模多機能型居宅介護ですとか看護小規模多機能型居宅介護、こういったものを整備したほうがこの地区的にはといった判断も出てきようかと思えます。

いずれにいたしましても、そういった形で、そのときそのときのニーズであったり、あるいは土地の状況であったり、それに応じた形で施設の整備、また、有効的な活用の仕方については検討していきたいと考えてございます。

○鈴木（ひ）副委員長

私が伺ったのは、多分そういうふうに、いろいろな施設の要望、特養ホームだけではなくて、障害者の施設だってそうですし、保育園の施設だってそうですし、区民の要望というのはさまざまあると思うのですね。だから、そういうところで総合的に考えていくというのは当然のことなわけですけれども、今回の請願は特養ホームということなので、特養ホームについて、そういうふうに増設をしていくという考え方はあるのかという、そのところ、それでまた、計画を持って増設をしていくことが必要なのではないかということなわけですけれども、そのところについてお聞かせいただきたいと思います。

○大串福祉計画課長

特養という施設の重要性、必要性は認識しているところでございます。ただ、それ以外の施設、例えば高齢者の施設においては、先ほど来、申し上げておりますように、グループホームであるとか小規模多機能型居宅介護だったり、看護小規模多機能型居宅介護であったりといった施設も必要だと考えているところでございます。

施設の必要性ということに関しては、こちらのほうでは認識しているところでございますので、そうした中では、総合的な判断といった言葉になってまいりますけれども、さまざまなニーズ、さまざまなお声といった中で、政策的に考えていくべきものと思っております。

○鈴木（ひ）副委員長

増設が必要だという認識は持っているということなので、私は、計画的にそれをいつまでにどのくらいということと考えていかないと、どう土地を確保していくかというところの具体的な行動にはつながっていかないとしますので、その計画をぜひ立てていただきたいと思いますという、この請願もそういうところなわけですけれども、というのも、500人の方が待っているわけですよね。今年2月が締め切りで、間もなく締め切りになると思うのですけれども、そういう中で、この間も特養ホームがこれだけできているにもかかわらず、そして要介護3以上しか申し込めないということですのでごく制限したにもかかわらず、待機者はどんどん増えているという状況があると思うのです。

それはそれだけ在宅では無理だということでも申し込んでいるという状況なので、これがもっともって高齢者はどんどん増えていくわけですから、ここで計画を持っていかないと、本当にますます深刻な状況が広がってしまうのではないかと私は思っているのですけれども、その点についてもどう考えておられるのかということをお聞かせいただきたいと思いますのと、あともう1つ、特養ホームは点数化されていますよね。この点数が70点以上ないとまず難しいと。要介護5で、100歳でも入れない、そういう人もいられるのですよね。実際に介護の期間が短かったりとかというふうにするよね。そういうふうなところでは、どうやって振り落としていくかということにならざるを得ないのがこの点数なので、どういう点数をつけていくかということで、振り落とされた人が本当に深刻な状況というのがあるのですよね。

そこら辺のところを私はわかっていたいただきたいなと思っているのですけれども、例えば若い方、地域の方で、47歳で突然脳梗塞になって、もう2年たつのですが、要介護5で全然動けないような状況で、でも、こういう方は、要介護度はつくけれども、年齢のところはまず全くつかない。介護の期間というものも、今2年たつところなので、そこでやっと15点つくのですけれども、年齢のところと介護の期間とかというところで、どんなに重度でも入れないという状況になってしまうわけですよね。

こういう方が、では、どういうところにいて、いつになったら入れるのかというのが、全く見通しが持てないという状況なのですよね。そういう状況というのはどう考えられますでしょうか。

○大串福祉計画課長

お申し込みの方の状況というのは、本当にさまざまだと思います。そうした中で、そのお声を聞きな

がら、こちらでは一定の点数化等々させていただいた中で、必要な方については施設の入所等々のご案内をさせていただいているというのが現状になってこようかと思えます。

そういった中では、なかなかご希望と合わないケースも出てきているかとは思いますが、基本的には、お申し込みいただいている方については、こちらのほうで精査をさせていただいた中で、入所等々のご案内をさせていただいているといったところでございます。

後段で出だされたようなケース、本当に難しいところかなと思っております。すぐに特養というところではちょっと難しいのかなと考えているところでございますので、そういった中で、こういった対応ができるのかというのは、こちらのほうでもご相談しながらといったところになろうかと思えます。

○鈴木（ひ）副委員長

若くして突然脳梗塞とか脳出血で重度になったという方は、本当に大変なのですよね。何年待っても入れなくて、そういう実態がやっぱり、入れないというのが、この特養ホームの現状だということをお私にはわかっていただきたいなと思うのです。待っている方はみんな、相談を私たちも、皆さんも受けていると思うのですが、話を聞くたびに、本当に何とかならないかという、本当に胸が痛むような思いなのですね。

だから、このところを、一気に待機者がゼロになるぐらいの計画を直ちに持って、ぜひ計画的に増設するという方向をつくっていただきたいなと思うのです。

整備率が最下位というのは、何とか脱する計画というのを私は持つべきなのではないかなと思うのです。そこもあわせていかがでしょうか。

○大串福祉計画課長

再三申し上げていますが、特養だけが施設ということではないというところでございます。さまざまな形で施設の整備も行っておりまして、また、行ってきまして、また、ソフトの展開といったところでもさまざまな施策は展開していきたいと考えているところでございます。

それから、整備率といったところで、一定の切り取った数字だけでなかなか物事を判断できるものではないなと考えているところでございます。品川区にお住まいの方、当事者の方が品川区に住み続けたいと思っただけのような形で、施策を展開していければと考えているところでございます。

○鈴木（ひ）副委員長

今ご紹介したような方は、グループホームにも入れないし、小規模多機能でもだめなのですね。結局有料老人ホームとか、そういう形で入らざるを得なくて、でもそうすると本当にお金が賄い切れなくて、どうしたらいいかという、本当に深刻な状況なのですね。

そういうところでは、品川の財政から言えば、500人の待機者をゼロにするということは、できないことではないと思うのです。私は本当にそういうところで、深刻な事態に心を寄せていただいて、待機者ゼロにという増設計画をつくって、増設していただきたいということで強く要望したいと思えます。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。いいですか。

それでは、ご発言がないようなので、これで質疑を終了いたします。

平成31年請願第7号の取り扱いについて、ご意見を伺いたしたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○鈴木（真）委員

自民党・子ども未来、結論を出すということでお願いします。不採択です。

理由としては、理事者の説明もありましたけれども、さまざまな形で推進を図っているというのは大前提であります。それから、例えば①の林試の森というところで見ると、この委員会でもやっておりますが、障害者施設ということも含めて検討されていることを考えると、この内容として受けるわけにはいかないと思いますので、不採択ということでお願いします。

○若林委員

結論を出すで、不採択で結構だと思います。

引き続き、林試の森公園の特養ホーム等の高齢者の施設充実をしっかりとお願いしたいと思います。

○石田（ち）委員

本日結論を出すということで、採択を主張したいと思います。

今、特養に申し込まれている方々は、先ほども議論がありましたけれども、要介護3から申し込みという制限をされている中でも、申し込みは増え続けて、今、500人以上が待機されているという状況で、そして品川の財政力等を見れば、それを一気に解消できない状況ではないと思います。

ですので、待機者ゼロを目指して、23区で最低の整備率を脱する整備計画をつくるべきだと思いますので、採択です。

○木村委員

結論を出すということでお願いします。不採択でお願いします。

○石田（秀）委員長

それでは、平成31年請願第7号につきましては、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、平成31年請願第7号は、結論を出すことに決定いたしました。

それぞれの方のご意見を伺いましたので、平成31年請願第7号につきましては、挙手により採決を行います。

お諮りいたします。

平成31年請願第7号、特養ホームと老健施設の増設を求める請願を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。

賛成者少数でございます。

よって、本件は、不採択と決定いたしました。

(3) 平成28年陳情第5号 受動喫煙防止条例の早期制定に関する陳情

(4) 平成28年陳情第6号 品川区における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情

(5) 平成28年陳情第7号 東京都品川区における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情

情

(6) 平成28年陳情第8号 品川区における受動喫煙防止に関する陳情

3 報告事項

健康増進法の改正および東京都受動喫煙防止条例の制定について

○石田（秀）委員長

次に、(3)平成28年陳情第5号、受動喫煙防止条例の早期制定に関する陳情、(4)平成28年陳情第6号、品川区における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情、(5)平成28年陳情第7号、東京都品川区における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情、(6)平成28年陳情第8号、品川区における受動喫煙防止に関する陳情の4件につきましては、予定表3の報告事項、健康増進法の改正および東京都受動喫煙防止条例の制定についてと関連する内容のため、一括して議題に供します。

これら4件の陳情につきましては、平成28年9月26日の当委員会に付託され、同年9月27日および平成29年7月10日に審査を行い、継続の取り扱いになっているものでございます。

本件は、今期の委員会として初めて取り上げますので、書記に朗読をさせます。

[書記朗読]

○石田（秀）委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件、また、報告事項も含め、理事者より一括してご説明願います。

○川島健康課長

私からは、健康増進法の改正および東京都受動喫煙防止条例の制定について、ご報告させていただきます。平成28年陳情第5号から8号までにつきましては、当時の状況から大変大きく動きがございました。法と条例が公布された状況となっております。

それでは、お手元の資料をご覧ください。望まない受動喫煙の防止等を図るため、平成30年7月に相次ぎまして健康増進法の一部の改正、それから東京都受動喫煙防止条例の制定という形で、大きな動きがございました。本日は、これらの改正法および都条例それぞれの概要についてご説明いたします。この改正法と都条例につきましては、密接に関連するように東京都が制度設計してございます。

近年の日本における喫煙率の推移を冒頭にご紹介させていただきます。国の国民健康・栄養調査というところで、平成28年、平成29年とご紹介いたしますと、平成28年が男女計で18.3%、それから平成29年度の調査では17.7%となっております。

もうひとつ、JTが1965年以降毎年実施してきました全国たばこ喫煙者率調査というものがございます。こちらは平成30年の結果が男女計で17.9%と出てございます。前回、2017年度の調査が18.2%だったということで、2つの調査を見ましても、経年的に減少傾向にあると言えるということでございます。JTは、喫煙率が減少してきているということで、今回でこの調査を中止するというふうにレポートされてございました。

品川区民の方の喫煙率ということで申しますと、平成29年度に健康に関する意識調査というアンケート調査を実施いたしまして、回答は1,243通いただいたものですが、こちらは男女計の成人の喫煙率が18.0%と出てございます。

ただ、男性が23.9%、女性が12.1%で、先ほど国民健康・栄養調査では男女計で17.7%でしたが、内訳が、男性が29.4%、女性が7.2%ということで、女性が12.1%ということで、このアンケートの結果からは何とも言えませんが、女性の喫煙率が高いというのは少し気になるところではご

ざいます。

それでは、資料の1番をご覧ください。「目的および趣旨」というところ。受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等を区分けしまして、一定の場所を除き喫煙を禁止する。②施設の管理について権原を有する者が講ずべき措置を定めるというものでございます。こちらの管理権原というのは、施設の所有者などの施設や設備の改修等を適法に行うことができる権原。それから管理者というのは、事実上、現場の管理を行っているものということで、法と条例では使い分けております。

都の条例は、受動喫煙を防ぎにくい立場にある従業員、それから健康の影響を受けやすい子どもを守るということから、法律に上乗せ・横出しをし、規制を一部強化しております。

2番をご覧ください。「責務および配慮義務」につきましては、改正法のほう、責務・配慮義務、それから都条例の責務の規定、それぞれ1月に施行済みでございます。下線を引いてある部分につきましては、都条例の規定ということで、こちらの(1)から(2)まで、記載のとおり、都、区民、都民、保護者に責務がありまして、喫煙者は、喫煙する際は、周りの状況に配慮しなければならないとされており、施設の管理権原者や管理者は、施設内に喫煙場所を置く際は、受動喫煙が起こることのないよう配慮しなければならないと規定されております。

3番の「施設区分」をご覧ください。(1)の第一種施設は、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が使用する施設で、保育所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校などが分類されております。屋内は完全禁煙、屋外の喫煙所設置もできないというところですが、これは屋外に喫煙所を設けないよう努めるという都条例の上乗せの規定でございます。

それから、病院、診療所、助産所、薬局、はり、きゅうですとか柔道整復師の施術所、それから行政機関の庁舎(事務を行う場所に限る)などが規定されております。資料の裏面をご覧ください。こちらは、この第一種施設のうちでも、屋内完全禁煙、屋内にはいかなる喫煙所も設けてはいけない。屋外における規制については、次の①から③の要件を満たした場合、喫煙所を設置可能となっております。禁煙区域と区画されている、喫煙可の標識がある、それから施設の利用者が通常立ち入らない場所には、喫煙所をつくれるということでございます。

(2)の第二種施設は、多数の者が利用する施設のうち、第一種施設および喫煙目的施設以外の施設になります。多数の者というものの定義につきましては、2人以上の者が同時にまたは入れかわり利用する施設を意味すると規定されてございます。こちら、老人福祉施設、運動施設、ホテル、事務所(事業所)、飲食店などが分類されております。こちら原則屋内禁煙、規制は屋内のみということで、喫煙の専門室または指定たばこ喫煙専門室を設置することが可能とされております。

それから、飲食店は特例措置がございます。経営状況等にも配慮したということになると思いますが、2020年4月現在、既に営業している、中小企業または個人が経営している、客席面積が100平方メートル以下である、従業員がいない、こちらにつきましては、原則屋内禁煙、ただし、喫煙可能室を設置可能ということですが、この喫煙可能室につきましては、従業員のいない飲食店の喫煙席のことで、飲食・喫煙以外のことも可能になると。それから、たばこの煙が施設の屋外に流出しないよう、壁、天井などを高くすることのみが技術的な要件とされております。規制が少し緩い特例措置があるということでございます。それから都条例の規定では、全面禁煙の飲食店にも、標識の設置義務がございます。

区内の飲食店数ということですと、都が示した資料によりますと、約5,000軒ぐらいとなっております。従業員がいる割合というのは84%ぐらいと言われておりますので、そのまま機械的に当てはめ

ると、800軒ぐらいの飲食店が品川区内ですと従業員がいないであろうと推測される数でございます。

それから、品川区内の事務所数、こちらも東京都が概略を示しております、2万1,666カ所という数字をいただいております。

(3) 喫煙目的施設になります。こちらはたばこを吸う場所を提供する施設ということで、シガーバーですとかたばこ販売店、屋内公衆喫煙所というふうに示されております。

それから(4) プライベート空間、こちらは人の居住の用に供する場所ということで、ホテルや旅館の客室など。責務規定ですとか配慮義務を除いた、その他の規制につきましては適用除外になるということです。

4番にお進みください。「違反者への罰則」というところです。下に書いてあるようなことにつきまして、指導に従わない場合などには、義務違反の内容に応じて勧告・公表・改善命令などを行いまして、改善が見られない場合に限りまして、罰則、過料を適用するものでございます。喫煙禁止場所におきましてたばこを吸った場合、喫煙禁止場所に喫煙器具・設備等を設置していた場合、それから喫煙室の基準を満たしていない場合、こちらは都条例ですと、5万円以下、それから改正法では30万円から50万円以下の過料、過ち料が科されることとなります。

「5. 施行期日」をご覧ください。こちらも段階的に施行されるので、ちょっとわかりにくいということですが、第一種施設に関する規定、こちらは国の法律では2019年7月1日に施行されるということになっております。都条例の上乗せの部分、学校などの屋外喫煙所の設置ができませんというところ、それから飲食店の店頭の表示義務、こちらは9月1日までの間の規則で定める日とされておりますが、改正法の7月1日に合わせるかどうかというのは未定という状況でございます。全ての法と条例の全面施行になりますのが2020年4月1日となっております。

「6. 区有施設の対応」にお進みください。これまで区では、品川区受動喫煙防止対策基本方針によりまして、子ども関係施設や保健センター、総合体育館などは全面禁煙、喫煙室が設置できない施設は全面禁煙にする、それから喫煙室が設置可能な施設は分煙を徹底するという取り扱いをしてまいりました。

(2) に政省令の発出がおくれていると書いておりますが、こちらは第一種施設にどんな施設が入るかとか、そういう基準を定めるものでございますが、おくれていてと書いてございますが、金曜日、22日に厚生労働省から通知が発出されましたが、それを読んでも実は、例えば行政機関の庁舎という定義のところ公民館や図書館が含まれるのかといったところがまだ書き込まれてございませでした。今後、通知、またはQAのような形で国から示されることになっております。区としましては、今後の改正法、それから都条例の施行規定を踏まえまして、順次、喫煙室を撤去するなど、適切に対応してまいります。

ただし、括弧書きのところでございますが、喫煙所の設置が可能な施設につきましては、受動喫煙を防止する措置が可能な場合に限りまして、敷地内及び屋外に喫煙所等の整備を行うことができるものとしてまいります。

当面、7月1日、第一種施設の規制に対する対応を行ってまいります。丸のところを書いてありますが、学校、それから保育園、幼稚園等につきましては、敷地内禁煙の対応はされているという状況でございます。行政機関の庁舎等の屋内禁煙につきましては、屋内喫煙所の撤去ということで、行政機関の庁舎等は、屋外喫煙所の設置が可能であるということです。区役所の総合庁舎につきましては、3月中に屋内喫煙所を撤去しまして、屋外に喫煙所を3カ所設けると聞いてございます。

その辺のお話につきましては、明日、総務委員会におきまして、総合庁舎の喫煙室の取り扱いにつき

まして、経理課長から報告される予定でございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

それでは、本件につきましてのご質疑、ご意見、また、報告事項に対する質問等、ご発言願います。

○鈴木（真）委員

聞き損なっていたらごめんなさい。陳情の中で条例の早期制定に関する陳情するとありますけれども、区として条例化というのは、今、説明に入っていましたか。その辺はまだ答えはないのでしょうか。

○川島健康課長

失礼いたしました。都条例と改正法の説明のみで、区の考え方等はお話ししてございませんでした。申しわけございません。

今回の法律、それから条例の規定については、区のほうで特段の条例を制定して何かやっていくという必要がないものでございますので、法と、それから都条例に基づきまして適切に事務を行っていくように準備をしているところでございます。

○石田（秀）委員長

ほかにございますでしょうか。

○石田（ち）委員

先ほど説明の中で、国がとった喫煙率とJT、それから品川区がとられていまして、喫煙率は下がっているという状況でした。約2割の方が喫煙されているという状況で、受動喫煙も防止するし、そして喫煙者の健康を守るというところからも、喫煙者を少なくしていくことが必要ではないかなと思うのですけれども、区としては条例の制定の必要はないと考えているということでしたけれども、喫煙者を少なくしていくための取り組みというのは、評価していく立場なのでしょうか。

それから、年齢別に喫煙率がわかると、やっぱり若い方の喫煙、新たな喫煙が増えなければ、今後、喫煙率は下がっていくわけですので、年齢別には統計はとられていないか、伺いたいと思います。

○川島健康課長

現在たばこを吸っていらっしゃる方を禁煙に導くような取り組みということですが、法律でも条例でも、啓発事業というか、それはやっていくとになってございますので、区としても、媒体、パンフレットやチラシをお配りしたり、区でもつくったりしていきます。それから、今現在も禁煙外来治療の助成を行っておりますので、その辺ももう少し区民の皆さんにお知らせを強化するですとか、いろいろとそういった取り組みを総合的にやっていく必要があると考えております。

それから喫煙率ですけれども、先ほど全部のデータではないのですが、平成29年度の国民健康・栄養調査の結果でいきますと、現在、習慣的に喫煙している者の割合ということで、男性でいきますと30～39歳、それから40～49歳が一番高い山というか、39.7%、39.6%です。20～29歳でいきますと26.6%、50～59歳が33.4%、60～69歳が30.6%、70歳以上が、大分健康に気を遣うということから、16.2%という形になっております。

女性のほうも念のためお伝えしますと、20～29歳が6.3%、30～39歳が8.5%、40～49歳が12.3%、50～59歳が9.8%、60～69歳が7.3%、70歳以上が2.9%ということで、20歳から少しずつ上がって行って、40、50代ぐらいがピークになって、下がっていくという形になっております。

○石田（ち）委員

ありがとうございます。新たな喫煙を増やさないためにも、教育的観点からも、禁煙というか、たばこを吸わないと、体に害を及ぼさないし、人にも害を及ぼさないという教育が必要かなと思います。

区有施設の対応のところ、総合庁舎は3月中に屋内喫煙所を撤去し、屋外に3カ所設けると。その3カ所は、明日、総務委員会で報告されるということなのですけれども、今ここでは教えていただけるのでしょうか。

〔「いいじゃねえか。課が違うんだから」と呼ぶ者あり〕

○石田（ち）委員

いや、だけど、健康の面からは、やっぱり受動喫煙防止という観点からは、どこに設置されるのかなというのは気になる場所なので、ぜひ伺えたら伺いたいと思います。

○川島健康課長

正式には明日の総務委員会の報告を待っていただければと思いますが、今、聞いているところだと、議会棟と第3庁舎の間の部分と、それから第2庁舎の駐車場の階段脇の部分、それから第3庁舎の6階、講堂のある階のテラス部分と聞いてございます。

○石田（ち）委員

ありがとうございます。吸う場所が減ってきているというのは、こういった条例制定がされるという取り組みの中からも、もうやめようかなと思う人も増えているのかもしれないのですが、吸う場所を失った人たちが、私の自宅の近隣なんかはすごく人通りが少ないので、歩きたばこをされている方がすごく目立つ地域なのですね。そういうふうには、ルールを守らないではないですけれども、吸う場所を失ったために、放浪しているではないですけれども、そういう方が地域内に増えてしまうと、それはそれでまた意味がないのかなと思いますので、今、まだ吸う方がいるという現状のもとで、ちゃんと喫煙所を設けるというのは必要だと思うのですが、その喫煙所から煙があふれて、そこからまた受動喫煙があるようでは意味がないのだと思うのですが、そういったところでは、品川区内のコンビニの前とか駅の近くとか、毎日通行される方からあの喫煙所はどうかならないかという声なんかも届くのですが、そうしたところを区として規制できるというものはつくらないのか。法令と都条例以上のものを区として規制する観点からつくっていくことは考えていないということでしたけれども、必要なのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○川島健康課長

今のご質問ですが、今回の法と都条例につきましては、規制は主に屋内の規制になるということで、現状も、例えばコンビニの前に吸い殻入れがあって煙いですとか、そういった話があると、健康課の職員など、それから地域活動課の生活安全担当のほうで対応させていただいているのですが、受動喫煙防止の観点からも配慮義務がありますということで、職員が行ってお願いをしているところです。吸い殻入れの撤去等、できましたらお願いしたいというところですが、現状、そういった対応を引き続きやるような形になると思います。

それから、喫煙所の確保ということも、全てなくせばいいということではないと思っておりますので、先ほどの資料にも、受動喫煙を防止する措置が可能な場合には、そういったところも、つくる努力を区もしないわけにいかないだろうということで、書かせていただいたものでございます。

○石田（ち）委員

わかりました。

それで、加熱式たばこというのは、ここではどうなっているのでしょうか。規制はないという形でい

いのでしょうか。伺いたいと思います。

○川島健康課長

加熱式たばこにつきましては、現在、国の考え方ですけれども、現時点までに得られた科学的知見では、将来の健康の影響を予測することは困難ということで、今後の研究や調査を継続していくことが必要ということで、罰則の適用にはなっていないということです。

それから、指定たばこ専用喫煙室というところがございます、そちらも加熱式たばこを吸いながら飲食ができるという、確かに規制が少し緩くなっているというところがございますので、国は、健康影響については科学的知見の蓄積を行っていきまると言っているところでございます。

○石田（ち）委員

わかりました。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

○芹澤委員

すいません、私も聞き漏らしていたら恐縮なのですが、確認で、都条例と改正法の中で、区市町村の独自の責務というのは多分ないのかなと思っていて、基本的に都と共有した責務になるのかと思うのですが、そのすみ分けというか、都の施設は都がやっていく、区の施設は区がやっていくというのはわかりやすいと思うのですが、それ以外の部分の民間のところに関して、管理とか、あとは指導、場合によっては改善の支援とかをしていくことになると思うのですが、そのすみ分けをこれからどういうふうにされるのかという考えだけ伺えればと思います。

○川島健康課長

区市町村の責務につきましては、明確にこちらの資料の2番の四角く囲ってあるところに記載のとおり、総合的・効果的に推進していくための取り組みをやっていくという形になっております。それから、関係者は相互に連携しながら取り組んでいくことになっております。

あと、施設の管理権原者が受動喫煙防止をするための責任を負うような形のつくりになっているということで、それから都の条例の部分につきましては、東京都が事務処理特例という条例をつくりまして、特別区にも権限を、事務をおろしてくるという形になっておりまして、区役所のほうで、先ほど言った管理権原者の支援ですとか啓発、それから取り締まりのようなところですね、行政処分を行うところも、特別区、それから保健所設置市区が行うものと決められるつくりになってございます。

○芹澤委員

すいません、もう1回だけ確認で、総合的・効果的というお話は、都の責務でもあると思うのですが、書いてあるけれども、基本的に区市町村に権限がおりてきているので、メインは区が持っていると考えてよろしいでしょうか。

○川島健康課長

委員のおっしゃるとおり、実働部隊というか、現場に一番近いところでいろいろな取り組みをやりなさいという決まりというか、規定になってございます。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

○鈴木（真）委員

今の話で、よく区が都から受託する事務が出てきますよね。この辺の部分に関して、受託事務にまで

入ってくるのか。そうすると、例えば、受託事務は通常都の財源で入ってくるけれども、こういう人がかかったようなケースの場合の財源はどうなってくるか。

所管が違う部分になってしまうかもしれないけれども。

○川島健康課長

国の法律による部分につきましては、交付税措置をされると言われておりますので、特別区に限ってはあまり実入りが無いというか、そういうような説明会での説明を聞いてございます。

東京都のほうの事務は、事務処理特例条例の制定がまだできていない、おこなっているということで、細かなところはこれから、事務量ですとか人件費がどのぐらいかかるのかといった部分も含めて、算定をして、仕事の中身が決まって、いろいろと仕事がおりにくるような形になると聞いてございます。

○鈴木（真）委員

ありがとうございます。まだ固まっていないのと、所管もどこになるかわからないと思うので、所管が出てくるとき、絶対に区の負担が出てくるはずだと思うので、その辺は逆に言うと、財調算定にしていくのかどうか、今の部分では健康課が対応しているから、そこら辺も頭に入れておいて調整してもらったらいいのではないかなという、これは要望で終わります。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

○鈴木（ひ）副委員長

「6. 区有施設の対応」について伺いたいのですけれども、(1)のところは、全面禁煙していて、喫煙室が設置できないところを全面禁煙、喫煙室が設置可能な施設のみ、分煙を徹底する取り扱いで、(2)に、順次、喫煙室を撤去するなど適切に対応していくというところがあるのですけれども、この喫煙室を撤去していくというのは、庁舎はそうだといいことですが、それ以外のところで喫煙室を撤去していくというのはどういう施設が考えられるのか。

あと、人がたくさん集まるような文化センターだったりとか地域センター、集会所だったりとか、そういうところの受動喫煙に対する対応はどういうふうになっていくのでしょうか。集会所も出たところに吸えるような場所が置いてあったりするというのが、出口のところではみんなが吸っているみたいな、そんな感じになっていると思うのですけれども、ああいうのは今後どうなっていくのでしょうか。

○川島健康課長

今ご質問にございました屋内の喫煙室の撤去というのは、第一種施設と規定された部分が行うことということで、総合庁舎も第一種施設になるだろうということや、地域センターもこのままいくと、多分第一種施設、行政機関の事務を取り扱う施設という分類になるだろうということで、7月1日までに対応をとる必要があるのではないかと聞いてございます。

それから、区民集会所がどういう分類になるとかですね……。

〔「区民集会所はな」と呼ぶ者あり〕

○川島健康課長

純粋な集会所なのでという話。

それから、文化センターですとかがどういう分類になるかというのは、多分第二種施設になるだろうと想像はしているのですけれども、まだ確実に政省令の中に書き込まれておりませんでしたので、第二種施設になるということであれば、屋内に喫煙所も置けますし、規制は屋内のみということになります。

ので、外の部分に今ある部分をどうするのかという、その辺の判断というのは各所管課で適切に対応していくということになってございます。

まず第一種施設の施行日が7月1日と迫っているということで、適切な対応をしていく必要があるというふうにお答えしているところでございます。

○鈴木（ひ）副委員長

わかりました。

あと、喫煙率がどんどん下がっているということで、これから若い人が害をよく認識することで、たばこを吸わない、覚えないというか、依存症にならないということになっていけば、本当にいろいろところで解決していくのだろうなと思うのですけれども、そういう点では、健康課と教育委員会が連携をとって、中学校ぐらいになるのですかね、そこら辺のところ徹底してたばこの害の教育が入っていくと、かなり喫煙者を減らすことができるのではないかなと思うのですけれども、そこら辺の健康課と教育委員会との連携がどうなっているのかについて、お聞かせください。

○川島健康課長

多分たばこの害の教育というのは、今の教育委員会では授業の中では保健体育の授業だと思いますけれども、それからがんの教育と絡めてのところで行われていると聞いておりますが、これから先、先ほど鈴木真澄委員からもありましたが、受動喫煙対策の窓口となる部署が健康課になるということで、その仕事の中で、普及啓発含めて、どうしていくかというところは大事なところだと考えているところで

○鈴木（ひ）副委員長

よろしくをお願いします。

○石田（秀）委員長

ほかに。よろしいですか。

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、平成28年陳情第5号、第6号、第7号および第8号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、第5号から第8号まで1つずつご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言をいただきたいと思います。1つずつ控えていきますので、1つずつ言ってください。

自民党・子ども未来からお願いいたします。

○鈴木（真）委員

自民党・子ども未来、まず条例の部分ですね、陳情第5号に関しては結論を出すということでお願いいたします。条例は、先ほどお話ありましたように、品川区では考えていないということで、これは不採択で。

それから陳情の第6号、第7号、第8号に関しては、継続でお願いします。今ご説明いただいた中で、もう少しどうとるかということもあったので、会派として結論を出さないで継続でということ判断させていただきましたので、お願いします。

○若林委員

陳情第5号は、結論を出すで、不採択です。区条例を制定するとなると、関係各位との調整も含めて、非常に困難であろうということが容易に想像できますので、今の法律、都条例の仕組みでしっかりと事

務を行っていくことがまずは必要だろうなということでございます。

陳情第6号、第7号、第8号については、継続でお願いします。そもそもバランスのとれた、これは屋内受動喫煙についてのバランスということだろうというふうに、とらざるをえませんが、私どもでは屋内外についてのバランスのとれたというところを主張させていただいているわけですが、いずれにしても、今後、条例、法律、そしてこういう事業所の取り組み、しっかりと推移を見守りながら、今後さらに何か手だてが必要なのかも含めて、継続して見守ってまいりたいと思います。

○石田（ち）委員

4個の陳情、結論を出すで、以前から陳情第5号、第6号、第7号、第8号の態度として、私たちは、第5号は採択、そして第6号、第7号、第8号は不採択ということを主張してきましたので、その考えは変わっておりませんし、喫煙者が経年的に見ても減ってきている、そしてたばこの害から吸っている人も吸わない人も守っていくというところからは、やはりたばこを吸わないという社会を進めていくべきだと思いますし、都条例についても、都議会のほうでは共産党は修正案を出して、加熱式たばこも、将来的な健康被害の予測がつかないという説明でしたけれども、予測がつかない、影響が明らかでないのであれば、今から規制をしていくべきだということなども入れながら、さらに規制をしていくという修正案を都議会には出しています。

ですので、この品川でも、さらに受動喫煙をなくしていくという方向で進めていくべきだと思いますので、第5号は採択、第6号、第7号、第8号は不採択ということで主張します。

○木村委員

第5号は結論を出すということで、これは不採択でお願いします。

そして、第6号、第7号、第8号は継続という形でお願いしたいと思います。

○石田（秀）委員長

それでは、平成28年陳情第5号につきましては、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、平成28年陳情第5号は、結論を出すことに決定いたしました。

先ほどの質疑で皆様から意見を伺いましたので、平成28年陳情第5号につきましては、挙手により採決を行います。

お諮りいたします。

平成28年陳情第5号、受動喫煙防止条例の早期制定に関する陳情を採択とすることに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。

賛成者少数でございます。

よって、本件は、不採択と決定をいたしました。

続きまして、平成28年陳情第6号、第7号、第8号につきましては、本日のところは継続にするという意見と、結論を出すという意見に分かれましたので、まずこの件を挙手により採決いたします。

平成28年陳情第6号、第7号および第8号を、継続とすることに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。

賛成者多数につき、継続とすることに決定いたしました。

(7) 平成31年陳情第3号 東五反田事件について相談支援の対応に問題がなかったか検証を求める
陳情

○石田（秀）委員長

次に、(7)平成31年陳情第3号、東五反田事件について相談支援の対応に問題がなかったか検証を求める陳情を議題に供します。

本件は、初めての審査でありますので、書記に朗読をさせます。

[書記朗読]

○石田（秀）委員長

朗読が終わりました。

本件に関しまして、理事者よりご説明願います。

○松山障害者福祉課長

それでは私から、平成31年陳情第3号、東五反田事件について相談支援の対応に問題がなかったか検証を求める陳情について、ご説明申し上げます。

まず、2015年当時、このような痛ましい事件が区内で起きたことにつきましては、非常に残念に思っております。まことに遺憾でございます。

さて、陳情の中の2015年の記事の抜粋の部分についてでございますが、当時の報道の記事の一部のとおりでございます。当時、障害者福祉課内で対応状況等を振り返り議論はいたしましたが、議論の内容は検証結果として文書は作成していないと聞いております。

区といたしましては、障害者ご本人とご家族を含めた相談支援は非常に重要と認識しておりますので、関係機関との連携を密にして情報共有を図り、今まさに相談支援体制の整備を図っているところでございます。

また、近年、障害者の高齢化、重度化、老障介護の家庭が増加し、障害の状態が変化し、家庭内での支援が困難といったいわゆるハイリスクと言われるご家庭が増える傾向にあることから、平成28年度の地域自立支援協議会の社会資源強化推進部会におきまして、ハイリスク家庭の把握と予防的支援という点をテーマに検討を行ったところでございます。

今後も関係機関と連携し、ハイリスク家庭の把握に努めるとともに、予防的な支援が提供していけるよう対応してまいります。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本陳情につきまして、ご質疑、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

本当にこうした事件を二度と起こさないために、そして障害者のいる家族を孤立させないように対応を求めるということですが、この陳情の中から幾つかお聞きしたいのですが、議会では一度も取り上げられることもなくということが冒頭にありますけれども、これはなぜ報告されなかったのでしょうか

うか。厚生委員会にも報告がなかったということでもいいのですよね。そこを確認したいのと、あと、東五反田に住む知的障害者の姉妹の話に入っていくのですけれども、親御さんが亡くなって兄弟だけになったというところですが、親御さんがいつ亡くなったかというのは把握はされていたのでしょうか。障害のある妹さんと姉だけになったというこの状況を区は把握されていなかったのか。

それで、お姉さんから相談が手紙で来るわけですよね。そして区役所に相談はしていたということで、すけれども、福祉サービスを利用するよう提案しましたがというところですが、区役所にいつ相談に来ていたか、初回の相談はいつだったのか、わかれば教えていただきたいのと、あと、福祉サービスを利用するよう提案したのは、どこが提案したのか。相談支援センターにつなげたのでしょうか。それとも窓口で対応しただけなののでしょうか。それとも訪問して、本人と会って、サービスの提案なんかをしたのでしょうか。とにかく妹さんに拒否されるというふうにもありましたので、ここの実態を伺えたらと思います。

○松山障害者福祉課長

議会へのご報告という点につきましては、これまで議会に報告をされてはおりません。

2点目のお母様がお亡くなりになったことを把握していたのかというところですが、区としては、こちらの障害者の方だけではなく、家族全体の状況も把握しております。この方に限らず把握しております。

それから初回相談や福祉サービスの細かな情報につきましては、こちらの方は報道されており、個人情報部分にかなり当たることとなりますので、あまり詳細な実態を申し上げることができません。ここに書かれている記事のところでお伝えしたいと思っております。

○石田（ち）委員

議会で報告されていないということですが、こうした事件ということですが、こういった状況があれば、厚生委員会でも報告がされてもおかしくはないのではないかなと思うのですけれども、なぜ報告をしなかったのか、伺えたらと思います。

それと、報道もされているので、プライバシー、個人情報ということですが、二度と起こさないためにということで、しかも検証等の議論の内容の文書も残されていない、作成されていないという状況で、二度と繰り返さないという、それが本当にできるのかという不安が障害を持たれた皆さんや家族に起こるのは当然かなと思うのですよね。

ですので、個人情報に当たらない範囲で、相談支援センターにはつなげたのか、福祉サービスを利用するよう提案したけれども拒否をされている、それでその後は保健師が定期的に訪問しているという、こういうことが、今も同じような状況があるようでは困るわけですので、なので、このケースがどういうふうな経過を遂げていってこういう状況になってしまったのかというのを、私は把握する必要が議員としても議会としてもあるのではないかなと思いますので、答えられる範囲でお答えいただけたらと思います。

○石田（秀）委員長

今のことなのだけれども、私もこれを見たときに、議会は議事録を見ればわかるわけで、私も検索をしたけれども、一度も報告はないという把握はしました。

それから今の部分は、誰から発信しているのかということ。それで先ほども話したように、ここに書いてある中山文子課長は、テレビに出ている、記事になっている言葉をこの方がつかんだのなら、それはしようがない。だけど、上の部分については、行政側がさまざまな情報を持ったものを、幾ら取材と

は言え、状況がそういうことで、行政側から発したということがあるならば、私は議会人として、委員会にこれが出てきたときに、私は行政側にどこから出たのだと。これを答えるということは、品川区として個人情報をもそんなに、議会が言ったとしても、議会がですよ、それを個人情報を簡単に出すような行政であってはならないと私は言っています。

そんなことを質問があったからといって、個人情報を行政側が議会なり何なりに報告をしなくてはならないなんていうのは、逆に相談をしているご本人たちにとっては、大変な情報を行政に相談をしている形の中で、それをオープンにされてしまうということはあってはならないことだと、私は行政側にも委員長としてこれを見たときに言いました。

ただ、これが、例えばご家族から出ている情報だとか、そういうことである、また、この陳情者の方がどこから情報をとった、それは個人的に例えば取材をされたり、いろいろな報道でもあったわけだから、そういうところにいるいろいろな公開請求なり何なりして、ご家族にお伺いしたりして、こういうものができてきているならいいけれども、行政側が発したとして、今おっしゃったような議会が把握してどうというようなことは、ここで個人情報を出すということは、この場でそういうことをやるのは、議会としては私はいいことではないと思っているので、個人情報をこの場でこういう形で言うということは、私はあってはならないということは、行政側にも伝えた。

そんなことをここで、その一線を越えたら何のために、個人情報を出して、相談をして、適正なアドバイスをしているものが表に出てしまう、そんなことはあってはならない。それが行政の信頼だと思っているので、それは対応はしなくてはいけないよ、こういうことが起きて。けれども、対応をするのは当たり前だけれども、それが行政側からの発信でその情報が漏れるということはあってはならないと思っているので、今みたいな答弁で私は十分だと思って判断しています。

それは委員長として、逆にそういうふうに言う。それが違うというのなら、委員長がひどいと言ってくださって結構なので、そのことは私はそういうふうには言う。

○石田（ち）委員

区がどういうふうにして対応するのか、相談支援の充実はまさに今強化されているという状況ですけれども、では、こういったケースの場合、区としてはどういうふうに対応するのかという形でだったら、お答えいただけるということでいいでしょうか。

普通、障害者福祉の窓口で相談に来た場合に、どういった場合に相談支援センターにつなげるのかを伺いたと思います。全てつなぐのか。

○松山障害者福祉課長

まずは区の窓口あるいは相談支援センターに直接、窓口あるいはお電話でご連絡いただく場合がございます。当然ながらチームで動きますので、区だけでということではなくて、相談支援センターだけということではなく、また、区内の関連機関も含めた形で、その方が求めているニーズあるいはお一人お一人の年齢やご本人の状態によってもかなり異なります。また、経済状況ですとかサービスの活用状況ですとかご希望、医療機関とどうつながっているか、あとご近所づき合いも含めてですね、環境はそれぞれ異なっておりますので、その環境、状況に合わせた形で、どういった支援が必要なのかをピックアップして、その支援の中で、チームとして、共有のもと、どういう方向性で支援していくかというのを模索していくということになるかと思います。

こういった方の場合、見守りながら支援を継続していく、その状況を把握していくというのが通例でございます。

○石田（ち）委員

相談に来て、継続的に支援をしていくに当たっても、当事者から拒否されたり、もっとこうしてほしいとか、そういったことになった場合には、区としては、さらに別の角度からとか、いろいろな連携の中でサービスを、次々というか、提案をしていくというふうになるのか。拒否された場合の対応はどうされているのでしょうか。

○松山障害者福祉課長

拒否された場合の対応についてでございますが、拒否をされる背景にはさまざまな理由がございます。ご本人のご判断のこともありますし、ご家族の状況等もありますので、こういったサービスをと、どんどん提供するというのが必ずしもいいわけではございません。ご本人の状況、お気持ちに沿った形で、いかに介入のタイミングを探るかというのは、きめ細かな配慮が必要になってございますので、そういった配慮ができるようなスキルの向上を目指して、研修などを通じて、努めてまいります。

○石田（ち）委員

わかりました。

保健師が出向く場合というのは、相談支援センターなり、相談支援専門員とかが保健師につないだりとか、精神の部分だと主に保健師だったりとかすると思うのですが、保健師が定期的に訪問してというのは、いろいろなケースで違うとは思いますが、大体どんなスパンで訪問なりされているのか、ケース・バイ・ケースだと思いますけれども、わかれば教えてください。

○松山障害者福祉課長

保健師の定期的な訪問の頻度ということになるかと思えますけれども、本当にその方によりけりでございますし、保健師が訪問するのがいい場合もあれば、ほかに、例えば相談支援センターが訪問するのがいい場合もありますし、そのご家族のキーパーソンが信頼できる方が訪問するのがいい場合もございますので、さまざまな人あるいはどういった方法がその方をよりよく導くのかという形で、チームで考えていくということでございますので、なかなかこの事例のみを検証して、この対応をすればよかったというものは、難しいということになっております。

日々、日常的に見守りを継続しながら、個別性に合わせて関係機関が密に連携をとって情報共有する、そして方向性を見定めながら支援を繰り返していくというのが実態でございます。

○石田（ち）委員

今、チームで連携してというのがあったのですが、ケース検討会議みたいな形で、先ほどハイリスクの家庭が増えているというお話もありましたけれども、そうした困難事例の場合に、いろいろな専門職が集まって、ケース検討会議みたいな場というのは、区の中にそういう仕組みがあるのか。また、どんな場合にそういったケース会議が開かれるのか、あれば伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長

区の中の仕組みというか、日常的に既に行っているものでございます。やはりスピードを持って対応しなければならない事例や、継続的に見守り、支援が必要な事例につきましては、定期的に行っております。

○石田（ち）委員

そうすると、日常的に行っているというケース会議は、どうなるとケース会議につながるというのはあるのですか。相談支援センターに相談に行って、困難事例だとなって、ケース会議になっていくのか。ケース会議にいくまでの経緯があるのか、伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長

相談支援センターからの提案もございますし、区から相談支援センターに呼びかけてという両方ございます。どこが主になって呼びかけるかはそれぞれ異なりますけれども、できるだけスピードアップして、緊急で集まるというケースもございますし、ケース・バイ・ケースになっています。

○石田（秀）委員長

ほかに。

○このんの委員

この陳情の中身は事実としてあったという先ほどのご答弁で、大変に残念なことだと思います。

この中で、相談体制を強化するというのを、今、区でなさっている。その相談体制というのがどういう形かというのも、今ご答弁で、例えばチームで行っている、困難なケースに対して、日常、見守りを必要とするところ、あるいはどういったサービスが必要なのか、そのご家庭によって、家族構成によってとか、さまざまな事例、ご家族、ご本人に寄り添った形で進めていくということをされていると伺いました。

ですが、こういうことが起きてしまったというところで、非常に難しいのだけれども、だから、そこを今後やっていかなければいけないのかなと思います。

個人情報になってしまうので私も細かい点のお話はしませんが、私がお相談を受けたケースで、やっぱりご兄弟で、お父さんが亡くなられた後、知的障害のご兄弟をお兄さんが見るというケースの中で、知的障害の方は、施設を探すのですが、障害の度合いもあって、サービスにつながるのだけれども、拒否をして出てきてしまうようなケースがあったり、あるいは施設側も、障害の度合いによって受けられる体制とそうでないところと、施設によってもあるという現状を、私は相談を受けて、いろいろなサービスにつながっていく相談員の方のご相談のあり方、寄り添い方、両方とも私は経験してきたので、これはすごく難しいケースなのだなど、まさに私が受けたご相談と同じケースだったと思うのですが、幸いにその方は、ハイリスクな家庭なのだけれども、本当に相談員の方が寄り添ってくださって、チームでということをしてくださるのですが、ここのチームでということ、ひとつ、保健師がかかわったり相談員がかかわったりするのですが、そのかかわったときに、かかわった状況なり、あるいはそのときにさらに手を打たなければいけないことなりが、チームだから、保健師と相談員と連携をして、情報を共有して、今度はどういう体制でいこうかということが行われていると理解するのですが、その点はどういう形で今は行われていて、けれど、チームだから、いろいろな人と情報共有だけど、では誰が最後、責任を持ってこの家庭に最後まで寄り添い続けていくのかという、そこら辺の相談体制はどうなっているのでしょうか。

○松山障害者福祉課長

確かにチームでの情報共有をする際に、全てが一部分しかかかわらないと、抜け落ちてしまうリスクがあるということなのだと思うのですが、そうではなくて、障害者福祉課として、障害のある方であれば、必ずそこが主になって、ただ、やはり医療的な面については保健師の力をおかりしながら動くという状況でございます。

情報共有についてもやっぱりスピードが必要になってまいりますし、実際に共有するよりも先に動くという場合もありますので、それはなかなか難しいところでもあるのですが、ただ、責任を持って動くのだというのはその中でちゃんと決めておきますので、その中で中心になって足りないところをメンバーとして活用していくというところのチーム体制が必要だと思っています。

○こんの委員

チームで一部分、一部分かかわってくださった方の感覚というのでしょうか、ここにもある見逃したサインはなかったかどうかというこの言葉でいくと、お一人お一人かかわったときに、ここの部分とは、これは今大丈夫とってしまう人と、これはどこまでいってもやっぱりハイリスクとして見ていく部分だなどと思う気付きを持っているかどうかとか、そこら辺は非常に大事な部分であるし、研修をしてそれが気づけるようになるかという、そこは非常に難しいところなのだけれども、そこが非常に必要だなど思うのです。

そこがチームとして動いていく相談体制の、私はある意味、肝かなというふうにも、この気付きで動いていく、その気付きが、そうかといって、あまりハイリスク、ハイリスクといって、がんじがらめにハイリスクとってしまうのも、それもまたどうかと思うので、そこは非常に難しいところだと思っておりますが、そこら辺をどうされていくのかというのがもう1点確認と、それから、この姉妹のケースでいくと、妹のほう拒否をしてということなのですが、相談をしているお姉さん自身の例えばお気持ちだとか、妹を抱えての精神的な大変さとかという、そこら辺のケアというのともあわせて、これは相談体制としては必要かなと思っておりますけれども、ご本人のことだけではなくてね、そこら辺はどんなふうに考えますでしょうか。

○松山障害者福祉課長

1点目は、相談員の質の標準化といいますか、どの相談員も気づける、あるいはどの相談員もある程度の相談スキルを上げていくということになるかと思っておりますけれども、1つは、相談支援部会で指針となるマニュアルづくりを今年度から来年度に向けて取り組もうという動きがございます。ただ、マニュアルに従ってということであったとしても、結果的には人がやることなので、地道に実体験で、繰り返し繰り返し、お互いにスキルアップをする、お互いに共有しながら、相談員も自分の対応を振り返るということは常日ごろからやっておりますので、それをどういうふうに標準化していくかというのは、課題だと思っております。それについてはちょっとお時間がかかるかなと思っております。

2点目のお姉様等への、支援者へのケアということで、やはり障害のある方と同居されているということは、支援者の身体的・精神的な負担というのは非常に大きいかと思っております。そのため、障害者ご本人だけではなくて、障害者を抱えるご家族の支援も必要なことだと思っておりますので、今後、そのことも含めて、包括的に、家族丸ごと、どういう支援が必要かという視点というのは非常に重要だと思っておりますので、今後とも相談員の定例会ですとか研修を通じて、しっかりとした視点が持てるように、育成していきたいと思っております。

○こんの委員

ありがとうございます。本当に経験値が必要というのはあるかと思っております。区の職員の方も、人事異動で初めてつく方もいらっしゃるし、経験されている方もいらっしゃる。最初の第一歩の窓口の職員の方、どうかそういったところもあわせて大変と思っておりますけれども、そこはお願いしたいと思っております。

まとめますけれども、こういうケースがほかにもあるというふうに、私もさっき申し上げたように、相談を受けた内容もあるので、検証は記録が残っていないということで難しいということですが、相談体制の強化に今努めてくださっているところなので、ぜひハイリスクのご家庭の、今、課長がおっしゃってくださった、包括的に、かつ、ご本人へのどういったサービスをするご家族も安心していただけるか、だから包括的なのですよ、というところをやっていただくチーム体制できちんとコーディネートする人を置いて、相談体制をやっていただけますよう、ものすごくご苦労は、私、このご相談を受けて、

職員の方や保健師のかかわり方が本当に大変なのはよくよく存じていますので、お願いしているのはすごく、ある意味、大変な部分だったと思うのですが、でも、ここが一番大事なところだと思うので、お願いをしたいなど。今もしてくださっていますが、さらにお願いしたいなど、要望で終わります。

○石田（秀）委員長

ほかにありますか。

○鈴木（ひ）副委員長

医療の現場ですとか介護の現場ですとか障害者福祉の現場は、本当にこういうことがいつ起こりかねないという状況で、仕事をせざるを得ない状況があると思うのです。そんな中で、やっぱり起こったときに、それをどうしていくかというのが、そこから何を教訓にして、二度としない対策をどうとっていくのかというのが、現場で仕事する者が一番学ばなければいけない部分だと思うのです。

そういう点では、ここのところで見逃したサインはなかったか、どういう対応をとるべきだったか検証したいということで話しているにもかかわらず、検証記録はない、議論はしたが記録は残していない、これが教訓として活かされていないというところが今回の陳情になったのだと思うのですけれども、そういう点では、検証したいと言われているにもかかわらず、なぜ検証しなかったのかという点で、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

○松山障害者福祉課長

繰り返しになりますけれども、2015年当時、課内では対応状況を振り返り、議論はしたと聞いております。ただし、その話した内容、議論の内容については、検証結果として文書は作成していないと聞いております。

○鈴木（ひ）副委員長

これだけのことでですから、やっぱりそのところをきちんとまとめて、全職員の相談体制のところまで、これを教訓として、何を教訓とするのかということところはまとめて徹底するということが必要だったと思うのですけれども、ただ何となく話がされて、これだけの事件が起こりながら、教訓にされなかった、結局、職員の中で、それを二度と起こさないためにこういう体制をとろうよとか、こういうことがあったら今度はこういうふうにしていこうとか、そういうところはまとめられなかったということですよ。

そういうところで、職員に対してこれを教訓としてまとめて、みんなの意識の中で共有するという作業はされなかったのか、その点についてもお聞かせください。

○松山障害者福祉課長

この事例のみを検証して、この対応をすればいいということというのは、非常に難しいかと思っております。ただ、日々、事例を積み上げていく中で学ぶべきもの、教訓として日々感じ取って、そこからステップアップしていくものというのは、相談支援員たちも課内の職員も常日ごろから研さんを積んでいるところでございます。

○鈴木（ひ）副委員長

私もいろいろ現場で働いてきましたので、あつてはならないような状況がどうしても起こってしまう場面はあるのですよね。だけど、なぜこういうことが起こったのか、ここにも書かれているように、見逃したサインはなかったのか、この次に同じような状況を二度とつくりたくないために、私たちは具体的にどういう対策をとっていくのかというところをしっかりと次につなげていくことが、ひとつひとつのその時々にしていく、それでみんなの中で共有していくという作業がすごく大事だと思うのです。

だから、私は、今回、この事例でそういうことがされなかったというのは、非常に残念だ。多分障害者福祉課の中でも、再びあってはならないですけども、こんなところまでいかないにしても、何かあったら常に、先ほど指定管理者のところでもヒヤリハットというのが全て出てきていましたよね。ヒヤリハットで、それでそれをみんなの中で共有して、大事につなげないというのは日常的にされていると思うわけです。

そういうところと、それから、こんな形になってしまった場合は、さらにもっと、本当にみんなの中に教訓で学んでいくというところは、これからの体制としては、こういう陳情が出されたということを受けて、ぜひともやっていただきたいと思うのですけれども、その点ではいかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長

当事者、ご家族を含めて、包括的な、家族丸ごとの支援というのは、非常に重要と認識を深くしておりますので、今まさに障害者に寄り添った相談、支援ができるような体制づくりを具体的にするように、力を入れて、相談支援センターあるいは課内の職員と情報共有しながら検討しているところでございます。

なので、丸っきり具体策がないということではなく、具体的にどのように体制をつくっていったらいいのか、あるいは先ほどこの委員からもありましたように、コーディネートができる人をどう置くか等々、あるいは相談支援のマニュアルも含めて、具体的に包括的な支援体制の構築に向けて、今、検討しているところでございます。まさにそれを来年度に向けて実現化してまいります。

○鈴木（ひ）副委員長

私たちがさまざまな相談を区民の方から受けるときに、さまざまな課がかかわらないと支援も成り立たないような困難な問題を抱えた家庭が増えてきているのかなという思いもあるのです。そういうときに、では、区の行政の中で誰が責任を持ってくれるのだという、そのところがいつも悩むところもあるのですけれども、キーパーソンが誰なのかというあたりね、そういうところも含めて、私は今からでもこの事例で改めて、今いる職員でわかる範囲でも、教訓にするという作業をできればいただけたらいいのかなという思いもしているのですけれども、そういうところで、区民の皆さんがさまざまな困難を抱える中で、大変な状況というのはこれからも皆さん抱えられていくことになっていくと思うのですね。

そういうところで、ひとつひとつを教訓にしながら、寄り添って、大事にならないような対応の体制を構築できるようにということで、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

○若林委員

理由の中に、一度も議会で取り上げられることもなくと陳情者の言葉が書いてあるのですけれども、この陳情の内容の事例は、議会で報告する事柄だったのか。2015年当時の仕組み、今の取り決めの中でお聞きしたいのと、逆に、議会で、委員会に報告するような、それはあくまでも委員長の、委員会側の問題なのですが、いわゆる報告事項としてこれは挙げなければいけない、報告しなければいけないというところのルールというのは、どのようになされているのかなというのを確認させてください。

○松山障害者福祉課長

議会への報告についてでございますが、かなり個別事例でございます。なので、報告の仕方として、どのような報告が適切だったのかというのは、議会と相談しながらがよろしいかと思ひます。相談支援

体制ということで、普遍的なことをご審議いただくということであれば、議会への報告というのは必要なことだったかなと思っております。

○若林委員

そうすると、この陳情の事例は極めて個別の事例なので、今、陳情者はこういうふうにおっしゃっているけれども、行政側としては、これは委員会に挙げる報告には当たらないだろうという判断だということご答弁だったという認識でよろしいでしょうか。

○松山障害者福祉課長

当時のことですので、なかなか難しいところではありますが、ただ、報道に取り上げられているようなことも考えますと、判断は迷うところではございますので、委員長を含めて、ご相談しながら、どういった報告が適切だったのかということは、当時のことはわかりませんが、今後については、ひとつひとつ、真摯に相談をしていきたいと思っております。

○若林委員

個別の事例も含めて、何でもかんでも委員会に報告しなさいというルールは当然ないわけで、ただ、議員として、議会として、ここから教訓として学ぶことは、要するにこれは報道があったから、4年後、こういう議論になったということで、報道がなければ、また、報道があったとしても、陳情者のアンテナがなければ、ずっと公の場で……、逆にそういうことはいっぱいあるのだろうなというものもあるのですが、ご努力によって、こういう議論にもなったので、議会も含めて、今後、そういう意味では、そこら辺の検証もやっていただければなという、それは要望というか、意見として、終わらせていただきます。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。よろしいですね。

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

平成31年陳情第3号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

自民党・子ども未来からお願いいたします。

○鈴木（真）委員

自民党・子ども未来は、結論を出すということで、お願いします。

事件と言っているのか、この件は、確かにニュースになっていたというのは記憶にあります。今度の陳情は、かなり個別のケースが入っているので、私どもは中に入らないようにということで考えた上で判断をさせていただいたのですけれども、この個別の件に関しては、どう取り上げるかは別にして、考え方として、陳情が出る前からいろいろな相談業務を深くしていこうというお話も聞いておりましたので、趣旨採択ということにさせていただきたいと思っております。

○若林委員

結論を出すで、趣旨採択に値するかなと思っております。

こんの委員からも私からも、障害者福祉課だけでなく、包括的なコーディネーターで、この健常のお姉様のことも含めて、そういう意味では、今後の課題としてお話をしたつもりですし、私のほうも、議会の立場として、そこら辺の検証というのは、これはお互いということ意味ですけれども、また、課題としなければいけないなということも含めて、しっかりと今後、今の相談体制構築、地域共生社会の実現

の最初の一步ですので、ぜひ趣旨採択させていただいて、引き続き、拡充、充実、課題があれば解消に向けて取り組んでいただきたいという趣旨でございます。

○石田（ち）委員

本日、結論を出すで、私たちは採択を主張したいと思います。

守れる命だったのではないかなというところでは、今後二度と繰り返さないというところでの検証を、先ほどもありましたけれども、今からでもわかる範囲でやっていただきたいですし、そしてそれを残していくというか、後々も共有していけるものに、そして教訓にしていくべきではないかなと思います。

障害者福祉は難しいケースもたくさんあって、個々それぞれで大変な中だとは思いますが、本当に人の手が必要な分野でもありますので、相談、支援、そしてそれを後々も検証して、どういうサービス、どういう支援が命を守って、地域で自立した生活を送れるのかというのをさらにさらに充実させていっていただきたいなという思いからも、私たちは採択を主張します。

○石田（秀）委員長

2会派の話聞いて、それでも採択でいいですね。

いいですね、確認だよ、だから。そういうことをちゃんと。確認を。

○石田（ち）委員

趣旨選択で一致できるのであれば。

○石田（秀）委員長

だから、それを確認しているの。2会派、聞いているのだから、どうですかと聞いているので、一致とかどうではなく。

○石田（ち）委員

趣旨採択で。

○石田（秀）委員長

いいですねというか、お願いしますでいいのね。

○石田（ち）委員

はい、お願いします。

○木村委員

結論を出すということで、趣旨採択、我々もそうしたいと思います。

本当に人の命がかかった大変大事な、品川区の事件というか、出来事だったと思います。行政側として、そういうことで悩んでいる人はたくさんいると思いますので、自分のことであつたらどうするかということにまず置きかえて考えていくのと、もし自分がその立場だったらどうなるのかなということを見ると、こういうことは起きなかったのかなと思いますし、何とも表現はできないのですが、こういうことが二度と起こらないように、趣旨採択でお願いしたいと思います。

○石田（秀）委員長

それでは、平成31年陳情第3号につきましては、結論を出すとの意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

平成31年陳情第3号は、結論を出すことに決定いたしました。

お諮りいたします。

平成31年陳情第3号、東五反田事件について相談支援の対応に問題がなかったか検証を求める陳情を、趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は趣旨採択と決定いたしました。

以上で請願・陳情審査を終了いたします。

4 その他

○石田（秀）委員長

次に、その他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、厚生委員会にかかわる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目とそれに関する質問内容をこの場でお願いいたします。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないよう、お願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

いらっしゃらないようなので、一般質問に係る所管質問については、終了いたします。

ほかにその他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

本日の予定は全て終了いたしました。明日も午前10時の開会でございます。

これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後4時16分閉会